

堺市社会的養育推進計画 第2回懇話会

日 時：平成31年3月14日（木）10：00～

場 所：堺市役所本館地下1階 職員会館多目的室

○事務局 お待たせいたしました。ただ今より、堺市社会的養育推進計画懇話会を開催いたします。本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、子ども家庭課の中原でございます。よろしくお願いいたします。本日の進行に関する資料は、お手元のピンクのフラットファイルの黄色の附箋があるところです。第1回懇話会資料4の「スケジュール」をご参照していただき、（3）と（8）と（10）の内容を検討していただきたいと思います。

（4）の「代替養育を必要とする子ども数の見込み」につきましては、現在集計中ですので、次回、3回目以降の懇話会でお示しさせていただきたいと思っております。

今回の検討項目が多岐にわたり、多数ございます。先ほどの（3）「子ども家庭支援体制の構築」につきましては約50分程度、項目（8）の「一時保護改革に向けた取組」につきましては30分程度、（10）の「児童相談所の強化等に向けた取組」も30分程度の時間を想定しております。委員の皆様におかれましては円滑な議事進行となるようご協力いただきたいと思います。

それでは、これ以降の進行につきましては、伊藤座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○伊藤座長 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、早速ですけれども進行を引き継ぎまして、次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

まず、第1「子ども家庭支援体制の構築」です。内容が（1）から（6）まで6項目ございます。

まず（1）「子育て世代包括支援センターについて」、（2）「子ども家庭総合支援拠点について」、一括でご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは説明させていただきます。子ども家庭課の岩本です。

資料1と資料2を一括で説明させていただきます。4ページ目のイメージ図を右に置き、左に資料1を見ていただきまして、説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

子育て世代包括支援センターは、国が示す策定要領におきまして、このセンターの普及が言われております。しかし堺市におきましては、平成27年6月に、既に設置が済んでおります。念のためセンターの概要、機能といたしましては、妊娠初期から子育て期にわたって、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じて、必要に応じて個別に支援プランを策定、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による、切れ目のない支援を行うワンストップの拠点センターとなっております。これらの体制といたしましては、各区の子育て支援課や保健センターが連携して実施しております。資料1につきましては、既に設置済ということで、簡単ですけれども説明のほうは終わらせていただきます。

続きまして資料2のほうに移らせていただきます。2ページ目をご覧ください。子ども家庭総合支援拠点の件につきましても国が示す策定要領において、拠点の普及が言われております。4ページ目のイメージ図で示しますとおり、包括支援センターよりもこの拠点というのは、ハイリスクな要支援部分をカバーしている拠点だと思っていただければと思います。

拠点については「国の規定・目標等」に、2022年度までに設置しなさいとうたわれています。

業務内容については、(1)「子ども家庭支援全般に係る業務」、(2)「要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦への支援業務」、(3)「関係機関との連絡調整」、(4)「その他の必要な支援」と、この拠点の業務がうたわれております。堺市におきましては右側になりますけれども、基本的に、各区の子育て支援課のほうでこれらの業務は行っております。そのような形でまとめさせていただいております。

次のページに移らせてください。設置基準になりますけれども、左側の箱の職員の配置等というところをご覧ください。左側にA、B、Cとか、中型、大型とかいうように人口規模に応じて専門の職員を配置していくという決まりがございます。これを右側、堺市のほうに当てはめると、堺市の行政区7つがこのAとBとCに当てはまるというような形になります。

まず家庭支援員になりますけれども、右側の下の箱の配置状況になりますけれども、常時2名の配置基準に対しまして、各区に専任の保育士や保健師を配置はしています。しかしながら、ここに書いてますとおり、常勤1名の資格が足りていない部分があったり、右側の虐待対応専門員につきましては、今現在職員数が足りていなかったりというような状況になっております。

下の「堺市の考え・方向性等」に移りますけれども、1つ目のぼつでございますが、各区の子育て支援課が、この業務を基本的には担っているというような形になってます。

2つ目のぼつになりますけれども、今度は家庭支援員、そして虐待の専門員、これにつきましては、配置基準を満たすように、今後、人材確保に努めていくというような形で考えております。

具体的な取り組みといたしましては、人材確保に努めていきますので、増員を要求をしていくこと、同時に勤務時間であったりとか勤務シフトの変更を図っていくというふうな形で考えております。

最後のぼつの、「現在」というところは少し今までの話とは違う話になります。イメージ図のほうを見てください。イメージ図の「要支援」「虐待」というところの「要保護児童対策地域協議会」の協議会の部分になりますけれども、今、見守りの件数が非常に増えてきているような状況になっています。ですので、やはりこの「要支援」と「虐待」という部分を、ちょっと濃淡をつけて管理をしていかなければならないと考えております。今、これの件数というのが3000を超えるような件数になってきているんですけども、この3000件の件数を、今、ケース連絡会等々で、同じような形で会議を開催しているんですけども、もう少し濃淡をつけて、虐待リスクに応じたような会議というのをしていかなければならないなというふうに、考えておまして、それらの検討をしていくことを具体的な取り組みとして挙げさせていただいております。

以上で資料1と資料2の説明を終わらせていただきます。

○伊藤座長　ありがとうございます。それではただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見等、ご発言をよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○福田委員　今、説明をいただいた各相談機関の役割分担なんですけども、厚生労働省が描いてきてる4ページの図のイメージで、堺市もいくという理解なのか、ある意味、要支援であれば、子ども家庭総合支援拠点とするとか、虐待でも在宅ケースについては要保護児童対策地域協議会だよみたいな形で分けていくのか、ある意味またいで、どちらでも見ていくみたいなイメージなのか、どっちなのかなというのを教えていただければと思います。

○事務局　拠点におきましては、要支援も虐待も見ていくというところでございます。拠点の中に、子育て支援課に家庭児童相談室がございます。ここは、基本的に要支援、虐待の部分を担っているところでございますので、拠点におきましては、要支援も虐待も見ていくという

ような形に考えております。

○事務局　子育て包括支援センターが、堺市では保健センターと子育て支援課というところで、どちらかというところ、包括センターは妊婦さんから子育て期ということで、おおむね乳幼児期というところを想定していますので、どちらかというところ保健センターが中心に、ただ、子育て支援メニューのコーディネートというところ、サービスの情報提供というところは子育て支援課が担っているというところがあるので、堺市は両方の課がまたがって包括という形になっています。拠点のほうにつきましては、おおむね子育て支援課のほうメインになってくるんですけども、一定、母子保健に関する相談もというところがありますので、子育て支援課のほうにも保健師さんが、非常勤ですけれどもいますので、その部分が担っている。ただ、場合によったら、ある部分の相談は保健センターが担うというところもあります。この線引きというところは難しいので、きっちりどちらがどっちまでというのではなくて、両方とも、こう重なり合いながら支援していくという形で想定しています。

○伊藤座長　福田委員、よろしいでしょうか。

○福田委員　多分、事業名は別でも同じ人が担っていたりとかという部分はあるんだろうと思うんですね。とは言いながら、実際、かかわりやすいケースはいいですけど、やっぱりこう難しいときとか中身が見えないところを、どこが担うのかということを確認しておかないと、ある意味どっちでも見ますよというのはわかりやすい、いいシステムには見えますけど、結局どっちか任せになってしまうということがないことをケアしていく必要があるかなというふうに思いました。以上です。

○伊藤座長　ありがとうございます。

○山縣委員　今の福田委員の質問と同じことを聞こうと、今、一応思っていたんですけど、改めて確認させてください。今、この4ページの図は、対象と、担う所轄という関係の図になっていますけども、人がどういうふうに重なっているのか、トータルで何人いるのかとかというのが、今日でなくてもいいので、1回ちょっと示してもらおうとありがたいという気がしますね。結構重なっていますよね。

○事務局　はい。重なっています。

○山縣委員　それからもう一点、これは別の質問なんですけども、あとの児童相談所の機能等とも関係するかもしれませんが、虐待等、DVとの関係がすごい取り沙汰されていますけど、DVの絵というのをここに重ねるとしたら、どんな絵になるんですか。担当がまずどこ

でとか、その連携がどの辺のレベルになるのかとか、それを、ちょっと教えてもらえますか。

○事務局 はい。DVといいますが、女性相談全般で、その中でDVの相談というところで、子育て支援課の相談支援係の中に、各区に1名ないし2名の、ほぼ2名なんですけども、女性相談員がいるという形になっております。その中で、女性相談の中で、DVで、ちょっと虐待というところの話になってくると、そこは、同じ相談支援係の中に、家庭相談員がいますので、その中で連携して、さらに同じ課ということになってますので、係長、補佐、課長というところで、組織的な対応をしているというところになってます。

○山縣委員 もう一つ、一步中身に踏み込んで、DV担当の女性相談員の方々に対して、虐待に関する研修というのがあるんですか。ある程度、年に1回ぐらい必ずやっていますよとか、どんな状況なのかなというのが1点。前半のほうの質問にもう一回帰って、市民から見たときに、例えば区役所の窓口に行ったときに、子育て包括支援センターとかいうものなのか、Aさんがいてはる、Bさんがいてはるという、人のほうが見えるのか、はっきりと係とか担当が見える形なのか、それはどっちなんですか。

○事務局 まず、その女性相談員の研修というところは、こちらでも年間の研修計画を立てまして、研修の中で、当然この虐待というところも研修項目として実施しているところです。あと市民の方から、どこの窓口が拠点で、どこの窓口が包括かというところは、今、一定、包括のところは包括という看板を掲げたりとかあるんですけども、そのあたりは、どのようにしていくかは、今後、検討したいというふうに思っています。

○山縣委員 これ、意見ですので、答えてもらわなくてもいいので意見として、いろんな考え方があろうかと思うんですが、私は、人に行くんであって、あんまり組織名を書いちゃうと、自分の該当窓口はこれが適切なのかなという悩まれると思うから、あんまり私は、何とかセンターとかいうふうに明示しないほうがいいのかというふうなことを、個人的には思っています。

○伊藤座長 ありがとうございます。市民の方からの見え方ですね。見せ方について、ちょっと今後の課題ということですね。あと、その1つ目の、先ほどのDV担当の職員への、虐待、児童虐待に関する研修という質問、ご意見が出たんですけども、その逆も大事で、虐待担当職員の方がDVへの理解とか、DVケースへの視点とかを持っていることも大事だと思うんですね。なので両方ですね。

○事務局 そうです、はい。

○伊藤座長　この後のために、人材育成のところの話題とも重なるかと思いますが、ちょっと意見として踏まえておいていただけたらと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして（３）、「子ども家庭支援に携わる職員の人材育成について」、資料３のほうに移らせていただきたいと思います。

では、また、事務局のほうからご説明をよろしく願いいたします。

○事務局　はい。再び説明させていただきます。

資料３、５ページ目をごらんください。２つ目のぽつ、国の方向性になりますけれども、ここを読ませていただきます。平成２８年の児童福祉法等改正によりまして、要保護児童対策地域協議会機関におかれましては、調整担当者につきましては、厚生労働大臣が定める基準の研修を受けなければならないということが義務づけられております。義務づけられた研修につきましては、参考でこの表のほうに落とさせていただいてますけれども、全１４科目でございまして、講義の演習も含めると１９個、受講時間としましては２８．５時間ということで、非常にボリュームの多い研修となっております。委員の皆様方に、講師として来ていただいている研修でございまして、いつもありがとうございます。

この中で、国の方向性の３つ目のぽつに戻らせていただきますけれども、この調整担当者研修の到達目標につきましては、家庭支援にかかわる職員に必要なものでございまして、今後、国のほうとしましても、研修の対象を広げていく必要があるというふううたわれております。特に、家庭総合支援に携わる人材全てにおいて、その到達目標を達成すべく、知識や技能を向上させていくというような必要があるというふううたわれております。

「堺市の現状」なんですけれども、今現在、要保護児童対策地域協議会におかれた調整担当者に、平成２９年度から、この研修を実施しておりますし、また、毎年、これとは別に、能力向上研修ということで、能力をアップさせるために研修のほうもさせていただいております。

「方向性と具体的取組」になりますけれども、当然のことですが、１個目のぽつになりますけれども、調整担当者研修、調整担当者になられた方につきましては、この受講は必須とさせていただくということと、携わる職に対して、研修の受講を促していくというところで、現在考えております。簡単ですが、説明のほうは以上です。

○伊藤座長　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の先生方から、ご質問、ご意見等、ご発言をよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○中村委員 14コマというふうに、かなり多くの研修をされているんですけど、これを全て履行するには、大体どのぐらいの期間がかかるんですか。

○事務局 今やっているのが12月から3月ぐらいまでをかけて、現在、平成30年度は実施しております。

○中村委員 3か月で、その14コマを、全てクリアをしてということなんですかね。

○事務局 そうですね、はい。

○中村委員 もともと、研修を受け終わる前に、また担当者がかわってしまってというような事態にはならないようにはされているということによろしいでしょうか。

○事務局 担当者がかわったとしても、また、平成29年度でも実施させていただいて、14コマ、また平成30年度も14コマということで、これは複数回必須、期間もございますし、やはり非常勤職員が受けていただくということございまして、週4日勤務であったりとか、先生方のご都合とか、急遽、お休みになるとかということで、なかなかこれ完全に全部受けないとだめだということになっておりますので、2カ年にわたって研修のほうを、14コマずつ用意させていただいているというような状況になってます。

○中村委員 大体、平均して、この調整担当者の方が担当者の役割でいらっしゃる期間というのどのぐらいですか。

○事務局 非常勤職員で、ずっと各区を、同じ職場を回っていくというような形になっております。

○中村委員 なので、研修を受けてたら、ほかのところを回っていても、それは生きてくるということが言えるんでしょうかね。

○事務局 そうですね、そうです、はい。

○中村委員 わかりました。ありがとうございます。

○伊藤座長 ほか、いかがでしょうか。

○加藤委員 今おっしゃったように、12月からスタートをしてという研修の時期ですけど、新任で調整機関に回る人にとっては、もう12月といたら、かなり4月スタートであれば、8か月かかってしまっている、そういったことでの時期の問題と、あと、この詰め詰めの研修でこんなにたくさんのメニューが、これ厚生労働省のほうのお教えだと思うんですけど、どういふふうに工夫して、この知識を、ちゃんと深めていけるのかなというのと、それから、堺の問題だけではないんですけど、そういった工夫、それから先ほど能力アップの研修をされてい

るということですが、どの分野のフォローアップをされているのかとかですね。結局これって積み重ねていかないといけなくて、研修1回限りでぼんと出されるだけの話、専門性ということを書かれていると思うので、その向上のためにはどういった積み重ねの科目が必要なのかということについて、ちょっと教えていただきたいです。

○事務局　確かに、先生がおっしゃるとおり、時期のほうにつきましてはもっと早くしなければならぬというふうに思っています。最後のほうの、これら以外に能力研修のラインナップというところですが、家庭児童相談室の職員が研修チームというものをつくっておきまして、今後、今年1年どのような形で研修を、どういうふうな能力を上げていくかということを決めていきまして、実際スタートさせていただいてるんですけども、今年の研修のラインナップで言いますと、テーマだけ読み上げさせてもらいますけれども、眠育でありましたりとか、発達の関係の子どものかかわりであったりとか、愛着障害の理解と支援というような講義を5回。ほかには、ニーズのない保護者のかかわりについてであるとか、家庭相談及び実施体制についてというところでもありますとか、そういった項目をテーマに上げさせていただいて5回、研修をしている状況でございます。

○加藤委員　そのとき、そのときのトピックス、そこを取り上げているということになるのですか。

○事務局　そうです、はい。

○山縣委員　今の回答の中で非常勤の話があったんですが、常勤の方もいらっしゃるんですか。

○事務局　はい、います。

○山縣委員　そうですね。で、それを含めて、堺市でこの研修が必要な方、非常勤が区を越えるということだった、回るということだったんで、いうたら新しい人を採用しない限り必要なくなりますね、研修は。常勤の場合は、きっと越えて動かれるはずなんで、それを両方を考えたときに、例えば平均的に、1年何人ぐらいの絶対必要な人がいるんですか。

○事務局　これ、毎年毎年の異動にもよりますけれども、今年の非常勤の出入りという部分でございましたら自己都合でやめられる方もいますし、また、やっぱりその非常に忙しくなってきていますので、採用もプラスでさせていただいてるところで、5名前後。

○山縣委員　4、5名ですか。

○事務局　はい、4、5名。

○山縣委員 常勤の方で新しく配属されるというたら、大体ここ数年でいうと。

○事務局 1人ないし2名ぐらいですかね。

○山縣委員 1、2名。ということは年間で6、7名ということになるんですね。何が言いたいかという。もう1つ聞いておいて、意見なんですけどね。これは要保護児童対策地域協議会担当者のみで単独という研修をしておられますか。それともほかの、家庭児童相談室の相談員とか、あるいは支援拠点とか。

○事務局 今の現状といたしましては、家庭児童相談室プラス、その相談の係長が受けていただいている、あとプラス、本庁のネットワーク事務局、そこで、今、受けているというところになってるんですけど、今後は、先ほども言いましたとおり、子ども総合支援に携わる人材という部分に幅を広げて受けてもらいたいというふうに考えております。

○山縣委員 そうされたほうがいいかなというのは、余りにも非効率になっちゃうので。

○伊藤座長 ありがとうございます。

○中村委員 この携わる職員というのは、ここに書かれてるもの以外に、例えばその要保護児童対策地域協議会の実務者の方で、生保の方とか、教育委員会の方とかいらっしゃるじゃないですか。要保護児童対策地域協議会の実務者会議などに参加した際、正直なところ、他課の方とかで自分たちが子どもにかかわる意識があるとか、子どものことで自分たちがやれることがあるということだと思っていらっしゃる方とそうでない方が正直いるとか思っていたりもするわけなんですけど、そういった実務者会議で出てこられる他課の方への研修とかはどのようにされてるんですか。

○事務局 実務者会議。

○中村委員 生活保護家庭、教育委員会とかいろいろな方が来られるとは思いますが、その方々の意識というのも、正直なところ、何年か同じところにいるとまちまちだなと思うことはあるわけなんです。

○事務局 私も行ったことがあるんですけども、要保護児童対策地域協議会というような説明というところで、新しく学校の先生になられた方についての要保護児童対策地域協議会の説明であったりとか、生徒指導課を通じて、やっぱりその虐待ケースで情報提供書をいただくときに、その情報提供書というものがどういったものかということら辺の理解というのが、なかなかできていないという部分もあったりもするので、研修というか、その生徒指導課を通じて、要保護児童対策地域協議会のルールというようなものを説明していただくような場を設

けていただいて、出向いて説明をさせていただいたりとかというところがございます。

○中村委員　かかわる人たちをもう少し広げて、知識であるとか技能を高めていかないと、なかなか要保護児童対策地域協議会は機能しないのかなというふうに思っているところがあるので、よろしくをお願いします。

○事務局　はい。

○伊藤座長　ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ここまで（１）から（３）までの中で、今、先生方から幾つか、ご質問だけではなくてご意見をいただいていると思います。まず先ほどの（１）、（２）のところで、このイメージ図を示してはいただいているんですけども、センターとかそのハードのところだけではなくて、それを担う人がどう重なっているのかを、次のときに示していただきたいというところが出ていたと思います。

２つ目として、この人材育成において、要保護児童対策地域協議会の調整機関研修の開催時期、今、１２月から、ここ２年、１２月から３月という結構年度末に開催していて、多分いろんな事情があつてのこの時期になっていたと思うんですが、時期の適切性みたいな、妥当性みたいなところの意見が出たので、ちょっと検討していただきたいというところですね。

３点目が、研修の受講対象者の拡大の部分と、最後は中村委員のほうから生活保護担当ですとか、教育委員会ですとか、ほかの課の関係する人に研修をどうしていくのかというようなご意見が出たと思いますので、ちょっとそのあたり踏まえて、次回までにご検討いただいて、また必要な資料等をお見せいただけたらというふうに思います。

そのほか、委員の先生方よろしいでしょうか。

では続きまして、（４）に移りたいと思います。「市の支援メニューの充実（ショートステイ・トワイライト事業）について」ということで、資料４に移ります。また、事務局のほうからご説明をよろしく願いいたします。

○事務局　はい、説明をさせていただきます。資料４、６ページ目をごらんください。

国の方向性で、乳児院、児童養護施設に定員枠を設置というところがございます。ちょっと言葉が足りないかなというふうに思いますので、定員枠という部分の説明をさせていただきます。国のビジョン等々で見ますと、定員というのは数は示されていないんですけども、ビジョンの中では児童人口に対して、必要なショートステイ等々の定数を確保していくべきではというようなこととあります。そういうふうな確保ということになりますと、受け皿といたしま

して、施設に一定の枠を設けていくことが必要ではないかというような意味となります。そして、また違う受け皿としまして、里親をショートステイの受け皿として活用するなどということが、国のほうで言われておりました、その仕組みを整えまして、在宅サービスを提供していくというのが国の方向性となっております。

念のため、ショートステイ・トワイライト事業の概要を説明させていただきます。ショートステイにつきましては、原則7日以内、保護者の疾病であったり、育児疲れ、看護とか災害等々の事由におきまして、ショートステイをするというところになります。

トワイライト事業につきましては、夜間養護、夕方からおおむね10時ぐらいまでのものと、あと休日預かりというふうなことになっていまして、トワイライト事業につきましては保護者の仕事などの理由によりましてお子さんを預けるというようなものになります。

「堺市の現状」でございますけれども、現在、ポテンシャルとしまして6カ所ございます。ごらんのとおりとなっております。

左側の、「堺市の方向性と具体的取組」の「児童養護施設の活用」といたしまして、方向性になりますけれども、児童養護施設としまして、今後、本体施設がございまして、小規模かつ地域分散化というような取組みによりまして、機能転換を図っていくような必要性に迫られております。それによってあきました本体のスペースなんかを活用しまして、さらなる受け入れ枠を拡充していくというようなことが必要ではないかというふうに思っております。これによりまして、地域の資源が拡充したり、受け入れられる人数がふえていく、利用が促進されたりするというようなことが考えられます。

右のほうに移らせていただきます。「週末里親、里親（養育等）、子育て支援NPOの活用」ということになります。方向性でございますけれども、まず週末里親につきましては、ショートステイの受け皿となる人を確保していきたいというふうに考えております。この32というトータルの数なんですけれども、本来もう少し週末里親、堺市のほうでは登録がございまして、一定5年間、過去5年間に登録していただいている週末里親を件数として挙げさせていただいているところです。

そして2つ目のぽつになりますけれども、NPOを活用しまして、場所を確保していきたいというふうに思っております。効果としましては、受け入れ先が点在することで預けられるような利便性が向上したりとか、選択肢が増加するのではないかというふうに考えております。

ただ、里親（養育等）につきましては、ファミリーホームが当たりますけれども、ここに

きましては、子ども相談所からの一時保護委託を中心に活用していきたいと考えております。

簡単ですが、資料4の説明を終わらせていただきます。

○伊藤座長 ありがとうございます。では、ただいまのご説明につきまして、委員の先生方からご質問、ご意見等、ご発言をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○山縣委員 失礼します。今現在、その里親ショートステイの受け皿となっているんですか、これからの話ですか。

○事務局 これからの話です。

○山縣委員 続けていいでしょうか。

○伊藤座長 はい。

○山縣委員 ショートステイと一時保護委託を、週末と養育等で分けられていくということが方向性として出ていますけども、そこを分けた背景というのは何なんでしょうか。

○事務局 まず、国の方向性には、里親をショートステイに活用するということが言われておりまして、それを堺市でも当てはめていこうかというふうに思ったんですけれども、なかなか里親の登録数等々が、今現在70ぐらいあるんですけれども、それを、未委託里親に対してショートステイをお願いするということではなくて、まず堺市の現状としましては、一時保護等々も、今、多くなってきておりますので、まず里親には乳児であるとかそういうような児童を、まず里親のほうに一時保護委託等々でお願いしたいというようなことで考えています。そういう、お願いをしていく中で、またショートというふうになると、なかなかキャパ的に難しいというふうにも思ってますし、まずは養育里親、ファミリーホームのほうにつきましては、一時保護委託を考えております。

あと、里親といいますと、週末里親というものがあるのかなというふうに思っておりまして、そこを少しでも、ご同意いただく必要はございますけれども、ご同意いただいた方については、ショートステイの受け皿として担ってもらいたいと、今後、リクルートしていかなければならないんですけれども、そのように考えて、このように分けさせていただいているというところ です。

○山縣委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 ほか、いかがでしょうか。

○門屋委員 はい。

○伊藤座長 お願いします。

○門屋委員 週末里親へのショートステイの受け皿というのは、拡充というか拡大していく意味ではすごく意義があるかなと思うんですけど、週末里親って、共働き世帯の方が多くいらっしゃるかなと思うので、子どもさんを、ショートステイみたいに7日間とかって預かる場合の受け皿としては、多分、そうなってくるとお仕事をされてない、ある程度高齢の、お仕事をリタイアされた里親とかになってくるのかなという心配が1点。

あと、それから、ショートステイになってくると、子どもだけとのかかわりだけでなく、預けてこられる親御さんとかかわりが出てくるので、ある意味、里親しようかなという方って、すごく社会的に恵まれた環境で、ずっといらっしゃる方が多いというか、ごめんなさい、もしこれが私の偏見だったりしたら済みませんが、というところに、すごく周辺部にいていらっしゃる方との、すごく、何というんですか、ギャップみたいなところの埋め合わせというところの消化みたいな、そこを消化していくというところが、なかなか養育でかかわっていても、そこを消化するのに、自分の中で、難しかったりするところが、週末里親でというところをどうケアしていくかとかですね。預かっていく上でとかいう。そのところ、一緒に取り組んでいけたらいいなとは思いますが、少しその辺のケアみたいなものは必要になってくるかなとは思っています。

○事務局 ちょっと、ここは手探りなところでして、どういうふうに、そのパイをふやしていくかというところを考えていく中で、実際その、今6つの施設のほうで、今、堺市として預け先があるわけなんですけれども、ちょっと数はとれていないんですけれども、区役所の現場の窓口の声として、申請に来られたんですけれども、施設のほうで、例えば夏休み期間とか冬休み期間だったので、預け入れがちょっと断らせてもらいますとかということになったときに、ほかに点在しておれば在宅支援というふうにつながっていくと思うので、どれだけ、その数が、パイをふやせるかというのは未定な部分はあるんですけれども、そういうところの数に、言われるケアもしていきながら、していかなければならないなというふうには思っています。

○事務局 ここがショートステイ、里親の可能性を探るという意味では、国の方針で上がっているんで、それをどう整備するかというのを考えたら、やっぱり門屋委員がおっしゃるように、実際、預かってもらうとなったらトワイライトで1日とか、7日以内でその目いっぱいというのはちょっと難しいかなとは思っています。その辺でどこまでできるかというのを、これから可能性を探るという方向性ということで、何も決まっているわけではないんですけど、国の方針に沿って進めていく上では、養育里親には、ちょっと受け皿になってもらうとしてしま

うと、今度、緊急の一時保護をお願いするという制度の障害になってしまうということが考えられるので、まずは週末からという考え方でございます。

○伊藤座長　よろしいでしょうか。

○門屋委員　はい。

○伊藤座長　今の門屋委員からの質問とご意見に関連して、週末里親をショートステイの受け皿として考えていくときに、今、その共働きの方が多いというご意見もあったんですけど、そのライフスタイルだけではなくて、やはりその数ある社会的養護として、何か貢献したいという選択肢の中から、この週末里親をお選びになったというその動機づけですね、モチベーションであったりとか、週末里親になるためのハードルと申しますか、研修も特になく、必要とされていない中で、土日のあいてる時間とか、お休みの日に、ちょっと子どもと遊ぶぐらいならというぐらいの意識とか認識の方に、ショートステイとかトワイライトステイをお願いするに当たって、やっぱりその一定の研修であったりとか、何かその制度の理解であったり、そういったショートステイ、トワイライトステイを必要とする子どもとか親子の理解みたいなところで、こう、一つ仕掛けがないと、いきなり、今、週末里親がされている方に、このショートステイ、トワイライトステイをお願いするというのは、ちょっと現実的ではないかなというようなことも思いますけど、ちょっとそこも含めて検討いただけたらというふうに思いますけども。

○事務局　そうですね、既存のファミリー・サポート・センターの預かりでも、提供会員等、スケジュールが出ますので、最低それは受けてもらわないといけないですし、さらにプラスアルファ何人かが、そういう養成研修みたいなものも、あわせて考えないとはいけないと思います。

○事務局　週末里親におきましては、養育里親になるための基礎研修は受けていただいているというところです。国のほうに確認しますと、このショートステイを受けられる受け皿、施設とか里親等とか国の要綱には書いていまして、里親でしたら研修は受けているんですけど、その等というのは何を指すかというときまざままでして、一定の自治体の中で、レベル差はあるんでしょうけれども、研修を受けて、その自治体として、このショートステイを受けられるような方であれば、一定そこは認めますよというようなことの見解です。その自治体によって、その研修のレベル間はあるんですけど、週末里親については、今現在、養育の里親の基礎研修は受けていただいて、やっけていただいているところになっています。そこらも含めて、このレ

ベルでいいのかとかということも含めて検討というのは必要なのかなというふうに思っております、現在。

○門屋委員 ショートステイの対象ですよ。対象とする子どもが、子ども子育てのほうでは全ての子どもの領域の中に、サービスとして提供というのは書いてあるんですが、今の話だったら、このハイリスク以上の子どもの中での話ということですかね。でも、この出産・看護・災害等ということになると広いですよ。

○事務局 そうですね。だから、やはりショートステイという部分でいくと、やっぱりお泊りで最大7日間というところで、身の回りでなかなか頼れる方がいないというところで社会的要保護性が高い方が多いんですね。ただ、トワイライトステイ、休日とか夜間となってくると、本当にちょっと単発的というところなので、もう少し社会的要保護性は薄まっている層もいらっしゃるのかなというふうに思います。

○門屋委員 誰に委託するかというところは、やっぱりかなりスキルも必要だし、短期であれ、いろんな状態の子どもをお預かりするという意味では、どの層に、どういう形でしていくのかというところはすごく大事なことかなと思われるので、施設のショートステイのよさとか、里親のほうのよさとか、それをどういう対象の子どもであれば可能であるとか、もうちょっとこう段階別に長短を含めて、また整理していただいたらいいかなと思いますね。

○事務局 はい。

○門屋委員 これが、本当にマッチングがうまくいって、例えばその地域で同じ小学校区とか中学校区とかで、週末里親であれ、スキルの高い方がいらっちゃって、少し生活基盤が弱い家庭、親子家庭との、ここの関係性がよくなって、お互いがエンパワーできるような関係ができていけばいいんですけど、ディスパワーされてしまうと元も子もなくなっちゃうかなと思うので、そこら辺の認識を、この里親自身がある程度持てるかというところがかなめかなと思います。またこの人も、周りにエンパワーしてもらおうと思っています。

○山縣委員 今の幾つかのものと関連しながら、マッチングはここで書かれている、マッチングそのものがNPOに委託するという考え方でいいんですか。区のほうでやるの。

○事務局 受け付けについては区役所でやりまして、それで区役所が、イメージですけども、一つのその機関、ワンクッションを置きまして、センターがございまして、そこで例えば週末里親の名簿を管理していて、申請が来た人とマッチングして、そしてその方に、施設であるとか里親に連絡してマッチングしていくというような形で、一つワンクッション、事務局み

たいなものがあるというふうなイメージを持っていただければと思います。

○山縣委員　もう一つ、すごく気になってたんですけども、今、まず実績との関係で見たほうがいいと思うんですけども、ここ数年で、堺市で、このショートステイ、トワイライトステイというのは、実質何件ぐらいあるのか。年齢層、子どもの幅がどれぐらいあるのか。

○事務局　年齢層は、済みません、ちょっと調べていないんですけど、平成29年度で言いますと、延べ日数でお答えさせていただきますとけれども、6施設で延べ245です。

○山縣委員　ショートステイとトワイライトステイと合わせてですか。

○事務局　ショートステイです。トワイライトステイが262です。

○山縣委員　トワイライトステイのほうが多いか。

○事務局　多いですけども、はい。

○山縣委員　いいですかね。これ、また意見になりますけども、だから、人数でまず把握しないとなかなか里親のほうに伝えづらいのではないかなという、日数と人数の両方で。

○事務局　人数もございます。人数につきましては、ショートステイがトータルで40人、トワイライトがトータルで24人になっております。

○山縣委員　どちらでもいいですけども、ショートステイの場合は、一定期間があるから繰り返すパターンってありますよね。3回ぐらい利用します、それは、だから40の中には、当然ダブルカウント、トリプルカウントというのはあって、実際より少ないの。それとも。

○事務局　これは、実人数になるので、40人が利用しているということになります。それで、245を使っているということです。

○山縣委員　この40人と24人の中身を分析して、先ほど加藤委員も言われたように、週末里親の生活になじむかどうかですよね。同じ生活スタイルですね。働いているとか、週末だけだったらオーケーだったんだけどというような、そこをきっちり見きわめてやらないといけないのかなというふうに思いました。

○伊藤座長　ありがとうございます。この、今、山縣委員、門屋委員、加藤委員からもご意見ありましたとおり、ショートステイの実績の分析ですね、平成29年度と、あともうすぐ平成30年度も終わりますので、人数と日数だけではなくて、先ほど加藤委員のほうからも、内容を、その層のケースを、どこにお願いできるのかとか、今、6カ所受け皿がありますけど、母子生活支援施設だったらどんなケースをお願いしてきたのかとか、養護だったらどうだったのかとか、で、どれが多かったのかとか、乳幼児が多いのか、小学生が多いのかとかいったこ

とも含めて、ちょっと示していただく必要があるのかなというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。

○福田委員　いいですか。質問です。最初に質問したショートステイの受け皿と、一時保護の受け皿を分けていくということだったと思うんですけども、感覚的には、余り分けることに大きな意味ってないのかなというふうに思っています。特に里親はレスパイトを受けたりとかもしていると思うんですね。なので短期間を受けることというのはそれなりにあって、それがレスパイトなのかショートステイなのかというので、そこまで厳密に分ける必要があるのかなというふうな感覚を持っています。

それから、今回ショートステイの話が結構多くて、トワイライトステイの話があんまり出てこなくて、先ほど山縣委員の質問で、結構トワイライトステイを使ってる方がいらっしゃるんだなと思いましたけども、科学的にはもっといるのかな、もっといるというのは、多分、子どもだけで家にいる子って相当いるんだろうなと思っています。なかなかそれ、要保護児童対策地域協議会とかに上がってこないんだと思うんですけども、もっとこれが使いやすくなれば、寂しい思いで家にいるみたいな子どもが減ってくることもあり得るかなと思って、より身近なところでトワイライトステイが受けられるような仕組みが整うといいなと思うんですけど、この絵でいくと、里親等がトワイライトステイを受けるということは、前提にないんですね。

○事務局　はい、今のところございません。

○伊藤座長　ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

○門屋委員　やっぱり、この理由って、こういう感じの理由じゃないとだめなんですよ。育児疲れ、出産、育児疲れに入ってくる、例えばその人にとって、このストレス発散が、例えば、きょう飲みに行きたいとか、友達と遊びたいとか、ちょっとレスパイトみたいな。お母さんの気分転換みたいな。それが社会的に受け入れられないので、子どもを1人に置き去りにして行かないといけないとかというところが、多分、一番守ってあげないといけないところだったりするんですけど、それを理由に言っちゃうと預けられないのか。

○伊藤座長　どうなんですかね。そのリフレッシュ利用というのは、実際どれぐらいあるんですか。

○事務局　社会的事由によりまして、今のところ、一時的に預け入れることが困難となったというところになりますので、今、その社会的事由というのはここに書いていますとおり、病気とかというようなところになりますので。レスパイトというところもあるんですけど、そこ

の線引きが難しいところが現実にあると思うのですよね。本当にたまにはというところもあるでしょうし、人によったらもう毎週使われているところもあるので、ちょっとそのあたりの線引きというところでは、社会的事由と、国もそういうふうに表現しているのかなというふうに思いますが。おっしゃるところはすごくわかるんですが。

○門屋委員　そこを、こう寛容にしてあげると、親も甘えやすくなるのかなと思うんですが。

○伊藤座長　ありがとうございます。ご意見ということで、よろしく願いいたします。ほか、いかがでしょうか。

あと、国の方針としては、養育里親を含めて、そのショートステイの受け皿として、仕組みを整えることと示されている中で、堺市としては、養育里親、ファミリーホームについては、一時保護委託を中心とということ、ショートステイではなく一時保護委託をとということ線引きをしています。そこについて、どれぐらい意味があるのかというようなご意見もあつたんですけれども、そのあたり、最近、短期の養育を希望する里親の申請と申しますか、そういった相談もふえていると思いますので、こういった一時保護委託を、短期をお願いする里親というのもあるということ、どこかで里親の募集であるとか、里親になるための登録前や認定前の研修とかで、そういったことも積極的に説明をしたり、示していく必要もあるのかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは続きまして（５）の「母子生活支援施設の活用について」に移りたいと思います。資料５になります。では、また事務局のほうからご説明をよろしく願いいたします。

○事務局　はい。資料５、７枚目の説明をさせていただきます。レジュメです。基本的に読み上げさせていただきます。

「国の方針・方向性」になりますけれども、国のほうとしましては、母子保健を中心とした相談体制に加えまして、妊娠期から出産後の親子を継続的に支援する社会的養護体制の整備が必要だというふうに言われております。

「堺市の現状」、白丸２つ目ですけれども、母子生活支援施設におきまして、日常生活支援であったり、子育て支援、地域で自立した生活を見据えた就労支援などを行っております。

３つ目の「堺市の方向性と具体的取組」ですけれども、今ある既存の施設を活用しまして、本市、堺市の特定妊婦等への入所の支援をやっていただきたいと考えております。産前産後を通じた中長期的なトータル支援であったりとか、ぽつ２つ目になりますけれども、母と子ど

もで生活するための日常生活全般の支援であったりとか、自立支援を主眼においた相談支援であったりとか、退所後の母と子どもへの継続的な支援というようなことをしていただきながら、母子ともに入所する施設の強みを生かして、安心した生活を提供していくということを考えております。

まず、ここで言いたいのが、今の施設、母子生活支援施設を活用させていただいて、堺市の入所支援を行っていきたいというふうに考えております。

簡単ですが以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。では、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等、ご発言をよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○山縣委員 2、3、いいですか。

○伊藤座長 はい。

○山縣委員 非公開だったら答えていただく必要はないんですけども、堺市でも1カ所しかないんで、しゃべることわかっちゃうんですけど、検討いただいて、今、母子生活支援施設にどれぐらいの利用者がいらっしゃって、その中でDV関係、かなり守らないといけない、なかなか一般の人にうろうろしてもらったら困るよというようなことはないか。その辺の、守ってあげないといけないような人たちが何割ぐらいいらっしゃるかというのは、ここで発言いただくことは可能ですか、無理ですか。

○事務局 定員は30で、全部、満室というか埋まっている状態ですね。そのうちほぼ、全てそういう方。

○山縣委員 だから、かなりの方、慎重にそこは考えなきゃいけないと思っています。社会的養護の方、お子さん抱えて、地域の学校なんかに通う可能性高いと思うんで、その辺のところのことを考えないといけないというのが、ほぼ全員と言われたから、何とも意見が言いづらくなっただけでも。

言いたいことは何かというと、乳児院とか児童養護施設、あるいは里親等で、地域への復帰を目標にできる家庭を前提に考えたときに、施設から一気に地域という考え方と、もう一つは母子生活で、とりあえずお母さんと子どもだけ、半年でもちょっとフォローして、それから行きましようよというふうな形の活用方法ですね。堺の場合、指定都市だから、それ、やりやすいと思うんですよ。トップが一緒なんで、管轄が。

○事務局 その辺もちょっと。

○山縣委員 受け皿のことを考えながら、考えられたらどうかなという意見だったんですけど。受け皿がどうも、あんまり柔軟に活用できそうにないというのがあって。

○伊藤座長 ありがとうございます。ただいまの山縣委員からのご意見をちょっと受けまして、今、定員30世帯全部、全て埋まっている状況で、そのほとんどがDVから逃げてきたケース、避難してきたケースというところも踏まえまして、ただ国の方針として、こういった地域への支援ですとか、地域の母子、親子への支援を求められてるということを踏まえて、ちょっと丸山先生にお越しいただいてますので、丸山先生のほうから、今の施設の現状ですとか、入所されている母子の方の状況と、あと職員たちの状況等について、ちょっと簡単に、この時点でコメントしていただいても大丈夫ですか。

○丸山氏 ただいまご紹介に預かりました、ハピネス・ハークの丸山でございます。施設入所者の定員は30世帯、約9割の方がDVによる措置、他府県からの入所の方が多いです。その中には特定妊婦の方も既にいらっしゃって、最近も出産された方が居られます。特定妊婦への支援は、これまでも行っておりますので、この堺の地で、母子保健で担うことが難しい方に対して、24時間の施設ならではの支援ができるのではないかと考えます。出産はいつ起こるか分からないものなので、実母、実父との関係も悪く夫やパートナーもいない妊婦さんにとっては本当に不安な事。しかし母子ともに生活の場を提供することで、産前の支援から、産後の支援を行う…赤ちゃんのことだけではなくお母さんのフォローについても重点的に行える施設です。支援の内容としては、ミルクが上手く飲めているか、清潔が保たれているか、また健診への同行、出産後間もない母へのメンタルサポートまで行います。

施設には他府県から入所された方もいらっしゃいますが、ちぬが丘保健センターの保健師さんが来てくださったり子ども相談所も含めてのかかわりも行っています。堺の母子保健に担うことが難しいケースや、特定妊婦さんへのケアを行い自立して頂くことが目標となります。もともと堺に住んで居られる方なのでまた堺に自立される方が多くいらっしゃると思うんですね。自立した後も、我々がアフターケアをして、何か困ったときは相談できる場所となれる様、我々が行っている支援を堺の特定妊婦さんへも繋いでいきたいと思っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。実際に特定妊婦の方のご入所もあったり、そういった方への支援とアフターケアまでを、ずっと継続的な支援ができるということですかね。ありがとうございます。

委員の先生方からご質問、ご意見等、ご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

加藤先生。

○加藤委員　そうですね、とても、この母子生活支援施設の役割って重要になってくるかなと思うんですけど、要保護児童対策地域協議会ケースという形で、今どのぐらい登録されているんでしょうか。

○丸山氏　子どもたちはほとんど面前DVで来ているお子さん方ばかりなので、要保護児童対策地域協議会には多くの子ども達が登録されています。

○加藤委員　じゃ、時々、個別会議にして、支援方針を決定していくというような形を、施設の中で会議したり、回してという形でやっておられるんですね。

○丸山氏　子ども相談所の連携と、保育園・小学校・中学校等も含めての、大きな問題になりますので、随時ケース会議も行っております。

○加藤委員　専任の、特にお母さんの相談とか、生活の基盤をしっかりとあげるといふ、その自立に向けてなんですけど、専門のスタッフというか、心理的なサポートというのは、ケースワーカー的な方もいらっしゃるんですか。

○丸山氏　そうですね。心理士と、母子支援員と少年指導員とに分かれていますので、お母さんと子どもには各担当がついて、その方の計画であったりとか、自立に向けた支援というのを、担当を中心に行っています。

○加藤委員　ありがとうございます。

○伊藤座長　ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

○福田委員　「方向性と具体的取組」の最後のぽつにある退所後の支援なんですけども、先ほど先生がおっしゃってくれたみたいに、地域を出た後、アフターケアを担ってくださってるということだったんですけども、必要があったら相談にのるパターンがそうですか。何か地域に、施設のほうから出向いたりということもあるんですかね。

○丸山氏　もちろんあります。架電はもちろんしますし、アフターケアを継続的に行い近隣に自立された方に対しては見通しを立てた支援を行っています。フードバンクから頂く食材を定期的に届けに行くと、やっぱりお母さんたちも喜ばれますし、架電の際には最近の様子を尋ね、子育てに対しての不安や迷いなどの相談があれば、施設に来てもらう用事をわざわざ作ったりして、顔を見て話ができる環境を整えたりもします。対象の方によって回数はそれぞれですが、アフターケアは施設としましても大変重要な事だと考えております。

○福田委員　重ねていいですか。そのアフターケアを担ってくださる、そのマンパワー的な

部分でいくと、実際どの程度の力をそこに注げるのかなというところていくとどうなんですか。

○丸山氏　アフターケア専門の担当の職員が居りますので、そのあたりのフォローも出来ま
す。

○福田委員　そういうことなんですね。

○丸山氏　はい。

○加藤委員　あと、先ほどDVの、9割ぐらいということなんですけど、安全管理というの
か、指導員もいらっしゃる、男性もいらっしゃるということなんですけど、安全管理とかそういう
のはどんな形で気をつけておられるんですかね。

○丸山氏　施設のですか

○加藤委員　施設の、はい。

○丸山氏　施設には門限というのがありまして、入居者さんの安全を守るためにその時間外
は施設全体にセキュリティーをかけます。DVという性質上やはり皆さん、施設にいるという
ことは、行先を明かさずに入所されている方の方が多いですので、万が一のときに備えて男性
職員が宿直するなどの安全管理も行っています。

○伊藤座長　よろしいでしょうか。

○加藤委員　はい。

○伊藤座長　ほかはいかがでしょうか。ちょっと済みません、私のほうから。

先ほどの施設退所後の母子への継続的な支援、ちょっと2点ご質問をさせてもらいたいで
すけれども、堺市内とか近郊に退所された場合はアウトリーチとかもしやすいかと思うんです
けれども、退所されて遠方に住居設定をされた方とかのアフターケアで、何かこう工夫されて
るところとかはあるのかなというのが1点。

2点目が、お母さんの相談支援、架電をしたりとか、お母さんが相談に来たりとかというこ
とは、先ほどちょっと事例を挙げていただいたんですけれども、退所した子どもの相談支援と
か、子どものアフターケアの件数とか内容とかって、どういうふうになっているのかというの
をちょっと教えていただけますか。

○丸山氏　はい。入所者は大体が堺に住居設定されます。遠方に行く人は、ほとんどいらっ
しゃらないですね。実母・実父との関係が悪くて頼る方がいなくて施設に入所されている方が
ほとんどなので…遠方へ自立された方には架電対応が中心となります。

あと、アフターの対応ですが運動会であったり、夏はお祭りであったりとか、毎月何か行事

があるので、子どもたちを招いています。子どもの顔を見たら「何か悩み事があるのかな？」ってやっぱりわかるんですね。服装がどうだったり（汚れていたり）とか、その子が置かれている状況も推測しながら会話することで、何かぼろっと悩み事が出たりする時もあるので、気になる事については、それがまた重大な事にならない様に関係機関に繋ぐこともあります。

全てが全て、子どもが全員参加する訳ではないんですけども、施設としては、アフターケアも重視して行っています。

○伊藤座長　ありがとうございます。子どもが相談できる先というのも、すごく大事な役割だと思うんですね、母子生活支援施設のアフターケアの中で。なので、そのあたりも含めて、今後また機能強化のほうを進めていくことができたらと思っています。

ほかはいかがでしょうか。

○門屋委員　私、よく理解はできてないかもしれないですけど、この母子支援施設に入られる方というのは、やっぱり実家とのつながりというのは、ほとんど、ですよ。だからここに頼らざるを得ないというところでいくと、例えば、私がこれから、今は里親としてしてるんですけど、子育てが例えば一段落終わって、ちょっとおばあちゃん的な世代になったときに、家はあいてると。部屋数はあいてるとかってなったときに、例えばうちで、母子と一緒に生活できるよみたいなスタイルとかというのは可能なんですか。

○丸山氏　ごめんなさい、お話の意図が良くわからなくて…

○門屋委員　里親をしていました。社会的養護のところではすごく関心があります。親子分離が非常によろしくないというのは、もうひしひしと理解しました。

○事務局　そこでいいますと、先ほどのショートステイとかに戻るんですけども、ショートステイとして、その基準となるのが保育士ができるというようなことを次に書いてあって、そこで、一般家庭でも預け入れることができる、もちろんそのスキルがある方ということになりますけれども、もちろん門屋さんでありましたら、そこは十分なスキルなのかなと思いますし、そういうような受け入れは可能なのかなというふうに思います。

○事務局　今おっしゃっているのは、母子ですね。

○門屋委員　そうです、母子で家庭に引き受ける。ある意味、もうその方が出られた後も、実家機能として、おばあちゃんと娘の関係性じゃないですけど、それをしていくという。

○事務局　ショートステイの制度としては、母子ともども受け入れられるという対象にはなっているんですけども、そこが一定、施設でできたとして、あと各里親なりの各ご家庭で

きるのかというところは、そこら辺の整理というか。

○門屋委員　そこはね。そこでのやっぱり覚悟が必要にはなってくるかと思うんですけど。

○事務局　そうですよね、はい。

○加藤委員　覚悟とか制度上の問題、制度上の根拠の問題とかですよね。

○事務局　制度上は、恐らくショートステイの受け皿として里親というのはなっていますので、制度上は、多分、可能というところで、あとはだから、その環境といいますか、そこら辺の整備というところになってくると思うんですけどね。

○伊藤座長　イメージとしてはショートステイだけではなくて、本当に委託もイメージをされてご発言されたのかな。

○門屋委員　私はそうです。私例えばこの先、私がおばあちゃんになっていったときに、何かできるかなと思ったところで。

○事務局　乳児院に入所するときって、我々もこの年で分離していいのかというところを悩みながら、本当は母子で住める乳児院があったらいいなというふうなことは、夢見て思ったりするんですけど、ただ、なかなか今の現状で母子生活支援施設をそこで活用するというのはちょっと難しい、そういう形では。養育の心配なお母さんで、もう、ちょっと乳児院で使わない、あかんのぐらいと違うかとなっているところで。

○事務局　そうやって、母子のほうは、かなり中長期の期間、もともと母子で入る施設という想定になっているので、乳児院でもやっぱり、親子訓練室とかを利用して、家庭復帰の際ですとか、退所された後に、育児負担感が高まったりとか、ちょっと支援が必要だなというときの受け入れというのは想定はされてはいるんですけども、やはりちょっと期間としては、ショート、ショートの期間が、母子でともども受け入れとなると、なってくるかなと思いますね。

○中村委員　虐待ケースとかで、そういうので使えるところが今後できてきたらいいなというのを、これを希望で言うしかないんですけど。

○丸山氏　DVのケースがすごく多いですが、特定妊婦さんは特に養育困難のケースも多く夫からのDVだけで措置されるケースのほうが少ないです。もともと社会的養護の中で育ったお母さんであったりとか、母自体が精神的に不安定な方、子育てされた経験が乏しい方が多いので、自分の子どもをどんなふう育てていいのかわからない。その上、DVがあって、入所という方が多数占めています。なので、今おっしゃっていた虐待ケースにより入所されている方が施設にはたくさんいらっしゃいますし、そういった受け入れを専門的に行っている施設と

思っただけだと伝わりやすいかなとは思いますが。

○事務局　ありがとうございます。

○伊藤座長　じゃ、山縣委員。

○山縣委員　堺市の課題というよりも、国がたしかまだ示してなかったような記憶があるんですけど、門屋さんの質問に対して、受け入れは可能だけでも、今の里親を母子に適用しているのかどうか、大人も一緒に生活する空間としてふさわしいかどうかという規定、特になかったですね。里親もオーケーよとしか書いてなかったはずで、だから、そこはちょっと、もし踏み出すとならば、私は非常にいい提案だと思うんですね。活用したいけども、やっぱり生活環境が保障されているというのを一方で言うておかないといけないんで、それを同一基準でいかどうかはむしろ国のほうに聞いてみられるというのがいいかもしれない。私もちょっと検討した記憶は全くない。

○伊藤座長　ありがとうございます。じゃ、その点も含めましてよろしく願いをいたします。

では、次に移りたいと思います。（６）「児童家庭支援センターの機能強化等について」、資料６になります、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○事務局　はい、資料６、８枚目をごらんください。「国の規定・目標等」等でございます。児童相談所管内に人口規模に応じて１カ所以上というところで、設置が言われておりまして、堺市におきましては、北区のほうに１カ所を設置しております。

業務内容を簡単にご説明させていただきます。左側の（１）、「地域・家庭からの相談に応ずる事業」であったり、（２）、「市町村の求めに応ずる事業」、市町村の求めに応ずる事業というのが、各市町村でまちまちでして、堺市におきましては右側を見ていただきたいんですけども、グループワークによる集団指導、NPプログラムであったり、BPプログラムになります。

BPとかNPとかというので、ちょっと説明不足かというふうに思いますので、簡単にですけどもご説明をさせていただきます。

NPプログラムにつきましては、０歳から５歳までの子どもを持つ親が集まりまして、安心した雰囲気の中で、自分に自信を持って楽しみながら子育ての方法を見つけていくというような、親を支援していくプログラムになっております。

○事務局　はい。

○伊藤座長　　ということでしたね。ノーバディーズパーフェクトプログラム。

○事務局　　はい。NPプログラムの件、ノーバディーズパーフェクトですね。そうしましたら、BPプログラムも、時間の関係ではしよらせていただきます。

あと、プラス「さかいアフターケアセンター事業」といたしまして、入所児童の支援といたしまして、法律の講座でありましたりとかお仕事セミナーを実施させていただいたりとか、退所者の支援としまして、居場所づくりといたしまして、月1回程度、サロンを開催させていただいたりというような形で事業のほうを行っております。

プラス、ちょっと済みません、誤記になっているんですけども、からからというのが続いています、DV被害を受けられて避難してこられた児童と保護者への心理ケアとして、この児童家庭支援センターにおいて心理ケアを行っているというような状況となっております。申しわけございません。

(3) 番の「児童相談所からの指導委託」になりますけれども、堺市におきまして、平成30年度、今2月末現在ですけれども、4人、121件の相談等々を指導委託を行っているということになっております。これが全国的に低いか高いかというようなところになりますけれども、平成27年度の全国の調査になりますけれども、合計269人の指導委託がございまして、1つのセンター当たり、3.2人、0人の児童家庭支援センターでの指導委託というのは、33.7%ということで、堺市の4人が特出して低いとかということではないというような現状となっております。

(4) ですけれども「里親等への支援」というふうに書かせていただいていますけれども、児童家庭支援センターの事業としまして、里親等からの相談業務というふうにしまして、心理的なアプローチというところで、心理ケアをさせていただいたりであるとか、先ほど少し出てきましたけれども、養育里親の基礎研修という部分で、児童家庭支援センターの職員が講師を派遣しまして、講義をしていくというようなところがございます。

9ページ目に移らせていただきます。「堺市の考え・方向性・取組」というところになりますけれども、既存の児童家庭支援センターの機能強化を図っていきまして、そして子ども相談所と各区子育て支援課との役割を明確にしていくというふうに考えております。

ここでいう児童家庭支援センターの機能強化というのは、さまざま国の新しいビジョンのほうで書いてありますので、その機能強化の説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず1つ目、子ども家庭総合支援拠点の機能ですけれども、先ほど言いましたとおり、各区

の、基本的に子育て支援課が主に担っているということになりますので、こちらのほうで設置しているということです。

代替養育後のアフターケアの機能といたしまして、今現在やっている、さかいアフターケア事業の拡大を検討していくというところです。

指導委託につきましては、子ども相談所の委託件数を、どんどん増加していくというところで考えております。

フォスタリングも里親ショートステイも、そこが担えるというような形で、児童家庭支援センターのほう、国のほうで言われていますけれども、このフォスタリング業務につきましては、次の5月の懇話会のほうで、基本のお話をさせていただきたいというふうな形で思っておりますので、ちょっと「検討」ということで書かせていただいています。

その他の項目といたしまして、現在、各子育て支援課のほうで縮小されてきつつあるんですね。ペアレント・トレーニングの拡充をさせていただいたりとか、先ほど言いましたけど、DV被害で避難されてこられた避難児と保護者への心理ケアというのを拡充していかなければならないなというふうな形で思っております。

簡単ですが、以上です。

○伊藤座長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等、ご発言をよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○福田委員　いいでしょうか。児童相談所からの指導委託というのが4件あるということなんですけど、堺市の場合は、児童相談所に行くのも児童家庭支援センターに行くのもそんなに距離が変わらないところにあったんですけども、その中で、児童相談所が児童福祉司指導とかいろいろメニューもあると思うんですけども、ではなくて、この児童家庭支援センターの指導委託ということになったのは、どういう趣旨なんでしょうか。

○事務局　まず、趣旨としましては、児童相談所が非常にさまざまな対応で手いっぱいになってくるというところがあるので、児童家庭支援センターの役割としましては、それを補完する役割としまして、基本的にそのとき委託を受けて、児童家庭支援センターとして児童相談所をカバーするというようなところがございまして、ここは全国的になかなか定着していない部分はあるんですけども、その補完的役割を担っていただくというところが大きな役割というところになります。

○福田委員　この4件については児童相談所ではなくて、児童家庭支援センターでの指導で

も大丈夫だというか、そのあたりはどういうふうに進めようとされているのでしょうか。

○事務局 一応、こちらでしているカンファレンスの中で、地域の中で寄り添ってもらって、支援をしてもらうという形で、親御さんが行けるであろうということとかを含めて、わかった上で出させていただいているということになります。

○福田委員 この割合がふえると、児童相談所の負担も軽減ということになるんですか。

○事務局 そうなんです、はい。ある意味、うちのほうで継続指導をかけるというのは、すごく強制というわけではないけれども、やっぱり行政機関がそれを行うというところが、親御さんのほうとしても、ないと受け入れないというわけではないんですけれども、もともと地域のほうに支援でつなぐ場合がすごく検討の項目になるんですけど、結局、頭では確認とかという形で入れはるんですね。そこは、うちは子どもをお預かりしていたりとか、いろいろそういうような状況があったりとかして、で、そこをお返ししていく中で、長続きしない可能性というのが、やっぱりその裏にはすごく秘めておられるという。支援を、初めは受けられたとしても、その支援をどんどん断ち切っていくというのは、社会的養護の子どもがふえていく要因の1つだという形になってきていると思うんですけども、そのところは、やっぱりこうつないでいくために、うちのそういう指導力というのが要る方については、うちが一定持つておくと。

そうではなくて、その支援をつなぐというところで、ある程度、自分自身が、それを受けてよかったと思われてかわられてくる方というところをつなげることは、児童家庭支援センターのほうに出していきたいというふうに思っています。

その辺を検討の柱として出させていただいているというふうになっているところがあるんですけど。

○福田委員 わかりました。平成30年のことなんで、これがどれだけ効果があったかというものの、まだちょっと出てこないと思うんですけど、またそのあたりもこういう形で出してよかったねとか、悪かったねとか、悪かったってあれなんですけど、いい効果が出た部分とかが出てくると、また聞かせてもらったらと。そこ、効果もしっかりとはかってほしいなと思います。

○事務局 そうですね。

○伊藤座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○福田委員 これ、児童家庭支援センターが発達する機能が、全て1カ所でやるイメージで

しょうかね。といいますのは、さっき中村先生もおっしゃったみたいに、堺市って割ときゅつと資源が固まっていますので、グループワークを受けたいなというときに、便利やなという人ばかりじゃないのかなと。見ていくと、この機能をどこで果たすのかみたいなきに、1カ所、箇所数の問題というよりも、どれだけの機能を地域で果たせるかが課題になってくるのかなと思っています、そこらの展望ってあるものでしょうか。

○事務局 箇所数については、正直なところ、今のところは1カ所というふうには思っていますけれども、ただ、この機能というもので役割もきっちり明確化されて、この機能が、例えばすばらしいものだというようなものに、なっていった場合については、堺市、地域の面積が狭いですが、今、北区にございますけれども、もう少し離れた南区であったり、東区か、美原区のほうにであったりというような箇所に設けるといこともやぶさかではないというか、そこは考えられるかなというふうには思っております。現在のところは、まだ1カ所かなというような展望です。

○福田委員 イメージは、箇所数をふやすというよりも、1つのセンターが果たす機能が、あちこち出向いていってもいいかなみたいなイメージです。

○伊藤座長 アウトリーチということですか。研修をこっちの会場でやるということですよ。

○福田委員 会場が、いつも同じところじゃなくて、別の場所でもやっていますよみたいなことになると、利用する側からすると1カ所でも2カ所でもいいんですよ。結局、自分が身近なところで利用できたらいいなということなんですけど。

○事務局 先ほどの事業の中で、DV被害からの避難児と保護者ケアなんですけども、そこは相談者のリクエストによっては、例えばお近くの区で、センターのほうが出向いて、例えば1回目の導入、インテークに関しては、そこでやったりとかというのは、そういった出向いたりとかというところも柔軟にはやっています部分があります。

○福田委員 ありがとうございます。今後、そういった動きに期待したいなと思っています。

○事務局 プログラムについても、各区に出向いてやったりもしていますので。

○福田委員 そうですか。

○事務局 そうです。

○福田委員 それを聞かないといけない、済みません。そういったイメージですね。

○事務局 はい。

○伊藤座長 ありがとうございます。

○山縣委員 少しだけ3点教えてください。これ、別に細かい1桁まではいいので、ざくつと大まかな数字で。

まず、堺市での2号指導の全件数というのは、大体どれぐらいあるのか。これが1点目。

それから2点目は、指導委託の多くは児童福祉司指導になっていると思うんですけど、委託している場合は、児童家庭支援センター以外にどこに委託しておられるのか、もうないのか。もう児童家庭支援センターの業務が全てなんですということなのか、です。

それから3点目は、2号と3号をセットにしてやっているのがどれぐらいあるのかと。子どもは3号で、親は2号でというのは、どれぐらいあるのかなという。

○伊藤座長 これ、すぐ出ますか。

○事務局 出ないです。

○伊藤座長 ゼロではないということですね。

○事務局 ゼロではないです。

○伊藤座長 児童家庭支援センター以外への2号指導。

○事務局 児童家庭支援センター以外はありません。

○伊藤座長 これはゼロ、これはないと。2号3号セットというのは。

○事務局 28条とか、そういったことは多いです。大体セットになっていますけど。ちょっと数えないと、すぐ出てこないです。

○山縣委員 多いという感じではないですか。

○事務局 28条ケースだったら限られていますね。

○山縣委員 わかりました。

○伊藤座長 ありがとうございます。いいでしょうか。きょうは2号指導の件数は、すぐ出てこないんですよ。1つ目のご質問だったと思いますけども。

○事務局 はい。すぐ出てこないです、済みません。

○伊藤座長 ありがとうございます。そうしたら、児童家庭支援センターの西川さんにお越しいただいてますので、西川さんのほうから、今の質問もちょっと踏まえまして、アウトリーチに関する質問ですとか、いろいろ出たんですけれども、ちょっとそこを踏まえて、事業、実績の内容ですとか課題と感じておられることとかを、ちょっと簡単にご説明していただくこと

はできますでしょうか。よろしく申し上げます。

○西川氏　　そうしましたら発言させていただきます。西川と申します、よろしく申し上げます。

児童家庭支援センターに関しましては、キーワードとしては大きく1点、とにかくニーズと考えております。この児童家庭支援センターそのものが、法制上位置づけられたのも、かれこれ20年ほど前、この約20年の間にも要綱が随時改正されているというところ、その背景にあるのは、いわゆるこの社会的養護、あるいは社会的養育というこの領域におきまして、それだけのニーズ、求められているものがやっぱり変化していっていると。その時代の変化に応じた機能が、児童家庭支援センターに対しても位置づけられてきているという、この20年の歴史があるかなというふうに考えたときに、まずはそのニーズがあるかなと思います。

もう一点は、先ほど来、委員の先生方からもお話はございましたが、非常に堺市ってコンパクトで、その中で7区制を敷いて、言ってみたら、その7区、各区で先ほど来、ご説明がございました包括、あるいは地域拠点等も含めた、いわゆる子育て支援の窓口体制というのがつくられていると思います。それ以外にもさまざまな法人等と、こういった子育て支援にかかわるご活動をされておられる団体等もある中で、結構コンパクトな中で、さまざまに事業が展開されているという理解をしております。

ただ一方で、そのさまざまな展開されている事業のすき間が、多分に、まだあるのではないかなというところも感じております。言ってみたら、そこがニーズ、要は、既存の事業あるいは体制から抜け落ちている部分があるとするならば、まさにそこに、まだ市民の方々、あるいは子どもや親御さんの方々のニーズがあるのかなというふうに考えております。

そういった意味で、そのニーズにどう答えていくかというところの部分、この児童家庭支援センターには、今、求められているものかなと感じております。この点については、全国の児童家庭支援センターも、それぞれの地域性に基づいて、児童家庭支援センターという1つの機能が要綱等でも定義されておりますけれども、実際のところはそれぞれのニーズに合わせた活動のあり方を模索しているというところもございますので、そういった意味では、堺市において、今後の全体的な、全市的な、子育て支援であったり、要保護児童対策というところも含めた取り組みの中に、うちがどういうふうな位置づけで活動していくことになるのかというところの部分については、まだまだ議論の余地があるかなというふうには感じております。

それらも踏まえまして、まず福田委員のご質問に対しましてはですけども、プログラムに関し

まして、あるいはDV心理ケア事業に関しましても、今現在アウトリーチという展開をしております。これにつきましては、各区の子育て支援課との連携の中で部屋をお借りする、あるいは随時、情報共有を行ってというふうな形で、来てもらうことを前提にした支援展開と合わせて、こちらからも出向くというところの支援展開を行ってっております。

ただ、これらにつきましても、もっともっと僕たちで発展させていくべきだというふうに考えておりますので、引き続き各区の子育て支援課との連携を強めていきたいなというふうに思っております。

あと、DVに関しましてですけれども、私どもは今年度に関しては、あくまでもDVを受けた、避難をしてきた子どもを対象にした心理ケアを実施しております。そこで何が課題になってくるかとなったら保護者なんですね。保護者になります。実際問題、子どものいわゆる情緒的な安定と、それから安全、安心した暮らしにおきましては、親御様、保護者の安定がやっぱりどうしても不可欠になってくる中で、この部分につきましてはやっぱり母子一体支援を行っていく必要性を感じておりまして、この点につきましても、今現在、堺市様のほうともいろいろと協議を重ねながら、さらなる市政の充実に努めていく必要があるかなというふうに考えております。

あともう一つは、児童相談所があって、家庭児童相談室があって、児童家庭支援センターがあって、このすみ分けが非常に見えにくいという現状がございます。ただ、その中で、いかに児童家庭支援センターの固有性を確立していくかとなったときに、ざっくりとした大ざっぱな分け方をしますと、児童家庭支援センターは土日関係ありません。こういった意味で、家庭児童相談室とか、あるいは児童相談所も土日祝日24時間関係なくご対応いただいておりますけど、市民の方々からのさまざまな相談、あるいは対応、あるいはアウトリーチ支援という意味で、土日というところの部分については、多分、家庭児童相談室と児童相談所ともちょっと違ってくるかなという形になっています。

あともう一点は、うち、保育士、社会福祉士、それから心理士を配置しております。ここ、家庭児童相談室とやっぱり違うところかなと思います。そういったところも含めた、さまざまな機関、既存の機関がある中での、この児童家庭支援センターの立ち位置をどういうふうに整理しながら、その固有の領域というのを確立していくかというところも含めて、今後、私どもも頑張っ取り組んでまいりたいというふうに思います。

ちょっとざっくりとした話ですが、以上になります。

○伊藤座長 はい、ありがとうございます。まず資料の9ページ、資料6の2枚目にも、「堺市の考え・方向性・取組」のところで、児童家庭支援センターの機能強化を図るとともに、子ども相談所や各区との役割を明確にするというところがかかれていまして、今後、今、児童家庭支援センターの独自性というお言葉がありましたけれども、役割の明確化と、(1)、(2)の話のときに出てきた、このイメージ図のところで、児童家庭支援センターをどう位置づけるのかですね、児童家庭支援センターが出てきていないので、そういったところも含めて、ちょっと今後検討をしていただいて、検討課題としたいと思います。

あと、次回、フォスタリング機関、業務に関することが議題に上がってますけれども、今、こちらの児童家庭支援センターのほうで、児童家庭支援センター事業と里親支援事業と、2つの事業をお願いしておりますので、そのあたり、マンパワーであったりとか、中での大変なところとかもあると思いますので、また次回のときに、そのあたりを、補足、ご説明いただけたらと思います。

では次、2の「一時保護改革に向けた取組」、残り2つを10分10分ぐらいでしないといけないのかなと思ったりしておりますが、まず、「一時保護改革に向けた取組」について、事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 はい。「一時保護改革に向けた取組」の説明をさせていただきます。一時保護所の小積と申します。よろしくお願いいたします。

「国の方針方向性」に関しては、この推進計画の策定の通知と一緒に出された、一時保護ガイドラインというのがございます。そのガイドラインに書かれている内容というのは、一時保護に関して指摘されている問題を解決していく、そのために、実行ある見直しをしていくなさということなので、推進計画の策定で一時保護改革というのと、一時保護ガイドラインに書かれてあることを実現させていくということは重なっていくのかなというふうに理解しております。

では、このペーパーに沿っていきますと、まず一時保護の環境及び体制整備という中で、3つに国のほうが示す方法が分けられるかなというふうに考えています。

安全確保とアセスメントというのは、一時保護の目的としてうたわれているのですが、それを達成する上で、「できる限り良好的な家庭的環境」で個別化された治療的ケアが提供できるようにということを実現していかないといけないかなと思います。

その前、右のほうに見ていただいて、ハード面、ソフト面で見ていきますと、堺市の現状は、

設備、運営とか職員配置に関して、児童養護施設の設備運営基準を満たすように、それを準用して、その基準同等以上をとということが言われているのですが、それは、もう十分に満たせるような形で整備されている状態です。それは、開設からずっとそうなんですが、そのためににおいても、一時保護所の職員間でも、子どもの人権擁護の視点とか、子どもにとって最善の利益は何なのかというところ辺には、かなり高い意識を持って、これまで実践を重ねてきておりましたで、対外的にも発表させていただいて、高い評価を得ています。各地から視察も受け入れております。

基本となるところは、子どもにとって居心地がいい一時保護所を整備しよう。ここだったら、また来てもいいなと思って、おうちに帰って虐待が再発したときにSOSを、全然戸惑うことなく出せるような一時保護所にしようということで、実践を重ねてきております。

あと2つ目の矢印、3つ面の矢印のあたりも、集団処遇が難しい子どもに対する個別対応も、子どもの人権に配慮した形でできるように、で、ソフト面も充実できるようにということで、個別対応用居室は平成28年度に改修して整備しております。

それから人材育成・職員研修に関しても、体系化するという意識があってやってきたことではないんですが、振り返れば、かなり体系化されたものが整ってきている状況を現在つくっております。

そのまま、1個目のぼつに関しての、考え・方向性のところも一緒に話をしようと思うのですが、下のところの1個目の段落ですね。やっぱり一時保護所に来ている子どもというのは背景が複雑ですし、かなり治療的ケアのニーズが高い子どもたちが来ております。そのために、一時保護所から次のところへ行く施設とか、里親宅への一時保護委託、入所（委託）措置へつなげるには、かなり綿密な行動観察をした上で、そのアセスメントに基づいて、治療的ケアをしないといけない。だからガイドラインやビジョンには、閉鎖的環境での一時保護は必要最小限の期間にというのが書かれていますが、その必要という、必要最小限の期間が必要というのは、期間も中身も、子どもによって、本当にいろいろなので、そのいろいろな子どもの多様性に対応できるような一時保護所、一時保護委託の制度というのを整備しないと考えるとおります。

また、国の方針のほう2つ目に戻ると、一時保護所の必要定員数、一時保護委託先の必要確保数の算出というところですね。右に行ってください、一時保護所の入所状況は、年々過密化しておりますし、一人一人の長期化も進んでいます。特に本年度は、これまでのふえ方に比べ

て急激に加速度的にふえている状況で、今、定員超過する日というのが、今年度はかなり多くなっております。現状の職員体制では、その支援・ケアの質を維持することというのが困難にはなってきたはいるんですが、職員たちの士気の高さでカバーしているような状況です。このふえ方というのが今後も同じペースで進むのか、ちょっと落ちついてくるのかということとか、見通しを持つというのはなかなか難しかったりはするのですが、いろんな方向からの分析を進めて、予防策とか対応策を立てながら、一時保護の必要数というのは算出していきたいと思っております。

そのあたりのことは、下の「堺市の考え・方向性」の2つ目の段落、3つ目の段落に書かせていただいております。

「国の方針方向性」の最後のぽつですが、権利擁護の仕組みとして、第三者評価をしなさい、第三者評価制度を導入しなさいということがガイドラインに書かれております。

第三者評価につきましては、堺市では子ども虐待検証部会で、子ども相談所の運営に関する評価という形で、2年に一度、一時保護所の取り組み、運営についての評価を行っております。

ただ、今回ガイドラインが出された後に、第三者評価の基準であるとか、方法であるとか、あと評価の項目はこんなふうというモデルが示されたんですが、そのモデルと照らし合わせてみると、もう少し、分野というか、パートを広げていかないといけなかったりとか、あと子ども自身にどういうふうに意見聴取をするかというところで、まだ幾つか改善点があるかと思っておりますので、一番下のところですね。一時保護所の評価・検証については、方向であるとか、を見直していくというのを、今後進めてまいろうと思っております。以上です。

○伊藤座長 はい、ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、委員の先生方からご質問、ご意見等、ご発言をよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

今、一時保護が、定員超過が常態化していつている、ふえているということなんですけれども、今年度、どれぐらい里親に委託とか、養護施設等への一時保護委託の件数とかってどれぐらいになっていますか。昨年度でも大丈夫です。

○事務局 今年度に関しては、まだ福祉司のほうも入力しているのが全部正しいかというチェックが終わっていないような状況なので。

○伊藤座長 じゃ、例えば、どれぐらい定員が超過していて、どれぐらい委託をしているかの件数によっては、例えば一時保護所の増設であったりとか、もう一カ所なのか、今あるところを大きくするのかみたいところは検討する必要があるのかどうなのかというのが、ちょっ

と疑問があるんですけど。

○事務局　そうですね、ここ、過去5年の経過を統計もとっているのですが、それでいうと、徐々に徐々にふえてはきていたんですね。堺市の一時保護所、20名の定員で7割から8割ぐらいの入所率というので来ていたんですが、今年に入って平均入所率が100%を超えている状況にはなっています。

○伊藤座長　委員の皆様、何かなかったですか。

○中村委員　かぶっちゃうかもしれませんけれども、先ほど、定員超過に関しては、職員のやる気でカバーみたいなお話があったと思うんですけど、それだったら破綻が来てしまうおそれもあるので、やっぱりそこは、無理のない形での体制の拡充というのをお願いしたいなど。それはむしろ堺市のほうに言うべきなのかもしれませんけれども。

あと1つは、もうこれはお願いみたいな感じなんですけども、先ほど子どもでアセスメントするのに必要な期間が子どもによってまちまちだというお話があって、ただもう御存じのとおり、平成30年から一時保護の延長について司法審査が入って、私たちも、その2か月後で、4か月は裁判所も、親と離せる場合は司法審査が要るということですけども、4か月はいけるだろうみたいな感じで見ているんですけど、4か月越えて6か月は認められるかというところが、今ちょっとこう様子を見ながらやっている感じがあって。

ただ、この子にとって、この子の状態とか症状とかわかるのにこれぐらい期間が要るんだということに関しては、やはり司法機関というのは余りよくわからないんですね。基本的には、スタンスとして意に反する身体拘束はだめ、極力短くしなさいというところが働くところではあるので、今おっしゃっていた、人それぞれによってこれだけの期間があるんだというところは言語化する必要があり、そのあたりは児童相談所だけではなくて、一時保護所にもその役割が課せられているのかなと思うので、これまでに比して、一時保護所という場所が、司法の目にさらされるようになってきているということもあるので、そのあたりの司法対応のところでも、ちょっと力量をつけていただく必要があるかなとは思っております。

○事務局　アセスメントの必要な期間に関しましては、子どもの状態に関するアセスメント、そして、子どもの治療的ケアもしながらというアセスメントの部分と、あと保護者との調整というところが大きく絡んでくるかと思うんですね。その辺は、今ちゃんと、司法対応として具体的にエビデンスみたいな形で出さないといけないかなというのは、今後思っているんですが、今の印象としたら、やっぱり子どものアセスメントケアに必要な期間はもう終えていても、保

護者のほうのアセスメントが思うように進まないとか、保護者調整が進まないとかというようなことで長期化するというケースが、最近ふえているような印象はありますね。

○事務局　決してケースワーカーがサボっているということではなく、それだけ親対応が難しい、最初の土俵に乗っていただけない、連絡がとれなくなるということはもちろんですけども、その後、いらっしゃったとしても、かなり子どものことではケースワークできなくて、それこそどなられたり違うことを言われたりというところで、実際の土俵に乗るまでにかなり時間を要しているというところはあると思いました。土俵に乗らないままいってしまって、それで28条という形になることも、そういうのはなるんですけども、だからそういう意味での難しさというのは多くなっているというのと、一時保護をするケースについて言えば、年々やっぱり複雑化しているというのは確かだと思います。

子どものほうも、一時保護をされた時点で正直なことをおっしゃる子どもは少ない。ある程度はやっぱり日常の安全を自分で確保されたという実感が無い限り、本当のことは言わないので、その期間が子どもによっては違うというところはあると思います。

○伊藤座長　ほかの委員の方。

○福田委員　これ、読ませていただくと、ちょっと読みにくいなと思いました。というのは、「一時保護改革に向けた取組」の中身を読むときに、一時保護所の改革の話なのか、一時保護全体をイメージした改革の中身なのかというのが、ちょっと読みにくいなと思いましたので、多分、一時保護全体のイメージのときに、一時保護所をどうしていくのかという問題と、それに付随して一時保護委託とかいうところをどう整理するのかなみたいところがちょっとわからなくて、質問したいのは、施設や里親宅に一時保護委託をするときは、堺では一旦、一時保護所に入るのが基本なんですかね。

○事務局　そうですね。

○事務局　年齢の低い、2歳未満の乳幼児というのは一時保護所の対象年齢ではないので。

○福田委員　ですよね。となりますと、多分、直接、一時保護が里親宅に行く可能性があるというのは、これでは読めないのです。

○事務局　年齢によつてのあたり。

○福田委員　うん。そこらをもう少し丁寧に書いたほうが、結構、国が言ってることって無理ですよ、無理だなと僕は思っていて、できる限り良好な家庭環境で、しっかりアセスメントしてくださいよねというふうになっていて、それ、突き詰めていくと、里親さん宅でア

セスメントをちゃんとやってくださいよみたいな話になって、里親にそれを求めるのかみたいなところになってくると思うんですけど、じゃそれを堺でどう読み込むのかなみたいな。実態に合わせて一時保護をどうデザインしていくのか、その数もわからないので何とも言えないですけども、ふやしたほうがいいのか、十分な資源が地域にあるのか、そこらも含めて書いていただいたほうが読みやすいかなと思いました。以上です。

○伊藤座長　ありがとうございます。資料のつくり方、見せ方、整備のところの問題が、1つだと思うんです。一時保護所の改革なのか、一時保護のあり方、委託も含めたところなのかということと、あと先ほどの資料4のところ、子ども相談所からの一時保護委託を中心に、里親、養育里親、ファミリーホームを考えていくというふうにありましたけれども。

今、福田委員からもご指摘がありましたとおり、やっぱりどんな子どもでも、里親に一時保護委託ができるわけではないと思います。それこそ、しっかりした行動観察が必要な子どもかについては里親ではなく、多分、保護所でないといけないとか、触法行為がある子はちょっと難しいとかいろいろあると思うので、先ほどアセスメントの言語化というご意見も中村委員からも出ましたけれども、やはりその、一時保護が必要な子どもに対して、保護所で保護をするのか、一時保護委託をするのかのアセスメントをしっかりしていくということが、これから必要になると思うんです。

保護所が今いっぱい状態で、とりあえずどんな子どもでも一時保護所でどんどん保護をして、保護所がいっぱいになった時点で委託では多分だめだと思うので、その時点でいっぱいになっているけれども、委託できない子どもが保護された場合困るので、最初の一時保護所がまだ余裕がある段階から、例えばもう乳幼児でそういう子だったらもう里親に一時保護委託をするとか、こういう子どもだったら養護施設に一時保護委託をするとか、施設に入所することがほぼほぼ決まっていってという子だったらもう養護施設に委託をするとか、ある程度、明確なアセスメントの基準を一時保護について持ってやっていくということが、これから一時保護では求められるのかなというふうに思うので、ちょっとそのあたりを含めて、また一時保護の今後の改革の、「一時保護改革に向けた取組」のところに、ちょっと入れてもらえたらというふうに思います。

○門屋委員　里親宅に預けられた子どもにも、さっき伊藤先生がおっしゃったみたいに、触法とかのいろんな問題行動があって、一時保護ってなったりとかするケースがあるんですけど、ほかの、一般の在宅のお子さんなんかでも、非行問題がいろいろあったときとかというので、

一時保護をされるというケースもあるかと思うんですけど、例えば、一時保護、制度的なところで、そこワンクッションにおいて、親同士の関係性が非常によくなっていて、一時保護されると子どもも学校にも通えなくて、いろんな権利を奪われるというところがあるので、そのところで親としては、すごく心も痛めますし、どうしようというところで追い詰められたりもします。だからそういうときに、例えば同じ校区ですごく親同士の関係がいい世帯のところ、それこそショートステイじゃないですけど、ちょっと1週間預かってもらえないとかというような、そういう関係性とかという、本当にこう、横の長い、伸びた、緩やかな関係性を、もうちょっととれたら。

あと土俵に上がってこれないって、もちろんそれだけ児童相談所が来られて、一時保護所のほうに行かれてとなると、もう親としたら多分、やってきたことの重大さはいろいろあるかと思うんですけど、その中でもまだ、このお父さんお母さん、保護者の中で、地域の中で、ちょっとよりどころがあって、言いわけもできてみたいなところと、こう関係性がとれてるところとかという、そこをもう少し強化してあげられるような一時保護所がというのですかね。一時保護（仮）みたいな。そういうところが出てくると、もう少し気持ちのところ、ゆとりがいろいろ生まれてくるのかなと思うんですけど。何かこう制度でがちがちに、制度、制度になってしまうと、これ、制度なんですけどね。

○伊藤座長 多分、今のご発言に関連して、一時保護の目的の問題と、保護されて一時保護中の子ども権利擁護、学校に行く権利とか、外出できる権利とか、その問題を、2つ、多分含まれると思うんですよ。なので、多分、一時保護をする目的というのがあるって、根拠があり、ただ単にその保護期間中に、その子どもが学校に行けるかどうかというところ、保護所なのか委託、校区内の里親宅とか別の家なのかというものと、保護中にそこから学校に行けるようにするというところ、多分こう、二重でこう工夫とか改善が必要なところかなと思います。

なので、ずっと言われている一時保護期間中の教育を受ける権利の侵害については、ずっと古くから指摘されているところなので、そこが今回、この資料には余り出てきていないので、そこはちょっと入れていく、子どもにとって居心地のよさというものを、子どもの権利擁護というところでも大事にしているというのはわかるんですけども、それ以外の、そこで、通学圏とかの部分の部分はちょっと。

○事務局 学習保障に関しましては、堺の一時保護所は、開設当初から教育委員会との連携がかなり密接にできていますので、学習指導員も現役の教員の先生を派遣していただいて、あ

とOBの教員とで学習指導の時間というのはつくっております。それは教育委員会のほうも、一時保護中の子どもは出席扱いにするというのが、文部科学省のほうからの通知が出る随分前から、堺市内の学校に関しては出席扱いになっておりますし、中学生ですと、定期テストも一時保護所で学校にいるのと同じように、同じように評価されるように受けられるというようなこともしてっております。

外出に関しては、やっぱりいろんなリスクもあったりとか、問題もあったりとかしますし、何らかの背景があって、理由があって一時保護されてきている子なので、外出できないことというのと、子どもの権利が侵害されるというふうなところでは、いろいろ考えていかないと、複雑な問題だと思うのですが。

○伊藤座長 先ほど所長のほうからも、保護所に来て、すぐに子どもが本音を言えないということがあつたとおり、やっぱり同じ校区内にいたほうがいって、子どもを一時保護に出す親の思いとは別で、やっぱりその子どもにとって離れることが必要、離れて本音を言える環境になることが必要というところもあつたりとかするので、やっぱりもう子どものニーズに立って、子どもにとって何が必要なのかというところを軸に、一時保護のあり方というのは考えていく必要があるのかなと思います。

○事務局 現実、アセスメントのことですけれども、ワーカーのサイドで、やっぱり一時保護をしないといけないというときに、アセスメントであるとか、家庭分離をまずしないとけないケースは、一時保護所できっちりケアをしてもらう。単純養護といいますか、親御さんが病気とかいう場合は、保育所であるとか学校に行けるような環境である里親をまず探すようにはしています。そんなマッチングができれば、もちろん優先して、そういう業務も含めてお願いして、里親に。保育園に継続して通ったりということは、それはもう本当に子どもにとって、何が一番大事かというところでの選択ではあるのかと思いますし、安全が守れないような状況で行くことは、一応の目的がまず達成できないと思いますので、そこはワーカーサイドの説明の1つの中に入ってる業務の延長でやっています。

○事務局 ただ、そういう養護のケースが非常に少ないということはあると思います。

○伊藤座長 なのでやっぱり、先ほどの繰り返しになりますけれども、なぜ一時保護が必要だと判断されたのかという、そのアセスメントの理由の言語化と、そのアセスメントに基づいた一時保護先の選択と、そこでの一時保護期間中の生活の保障とか権利擁護のあり方というような感じで、こう整理をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

ほか、委員の先生方、よろしいでしょうか。

○福田委員 時間ないのに申しわけないです。アセスメントと治療的ケアをやっていくということなんですけども、ぜひ確認しておいてほしいのは、その限られた期間と環境の中で、見えてくるその子どもの姿というところだと思うんですね。やっぱり子どもが、環境が変わって、もしくは成長する中で、見えてくるものって変わってきますので、そこをどうつなぐのかというところで、最後、検証部会で検証していく、評価、検証のところというのは、多分そこで行われたアセスメントというものが、次にどうつながったのか。多分そのときは、そのアセスメントは正しかったんだと思うんですけども、その、変わっていきますよねというのが、多分、一時保護所で見えてきたものがどう移っていくのかみたいなところも含めて、評価、検証していただく必要を感じております。

○伊藤座長 ありがとうございます。一時保護所の検証について、第三者評価を入れていくということも含めて、その後のそれぞれのケースがどうなっていたのかの検証のあり方、仕組みについても、ちょっと今後、また具体的に検討課題に入れていただけたらと思います。

先生、ではよろしいでしょうか。済みません、ちょっと司会の不手際で大分時間が過ぎておりますが、最後の議題になります。「児童相談所の強化等に向けた取組について」ということで、資料8が用意されてございます。では、事務局のほうからご説明をよろしく願いいたします。

○事務局 「堺市子ども相談所の強化等に向けた取組について」、資料8につきまして、子ども相談所の菅原のほうから簡単に説明させていただきます。ちょっとご提示がありましたように、時間がちょっと押しておりますので、省略を含めて説明をさせていただきます。

この表の上段のところは、法制度に基づく時系列の流れを左から右に書かせていただいております。ここのところを、実は簡単にまず説明をさせていただこうと思っていたんですけども、ちょっとここところは省かせていただいてもよろしいですか。

○伊藤座長 はい。済みません。

○事務局 では、堺市におけます体制の強化の取り組みについてというところで、真ん中から、この下の段、この図についてご説明をさせていただきます。

まず、職員の配置状況なんですけれども、こちら、下段の下の丸くなっているところに、人の顔の形になっている図が、そこを示しているところでございます。

現状ですけれども、全体で119名の職員体制で、今、運用をしております。

まず児童福祉司でございますが、平成30年度の体制は児童福祉司を39名配置しております。これは、国の配置基準、現行の強化プランですけれども、これに照らし合わせた際、配置標準数は37名必要なんですけれども、本市では2名、児童福祉司の配置は上回っている状況でございます。平成31年度に関しましては、現行の強化プランの完結年度でもございまして、また、来年度の職員の採用試験が終了した後に、この、ご説明は差し上げていませんけれども新プランが出てまいりました。つきましては、平成31年度につきましては、現行プランにおける強化体制を図ってまいりたいと考えております。

そして、2020年度、平成32年度から、完結年度である2022年度、平成34年度までの間につきましては、新プランの内容に基づきまして、計画的に、体制強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、児童心理司でございます。児童心理司ですけれども、これは児童福祉法上の規定ではなく、児童相談所の運営指針におきまして、児童福祉司の配置数の2分の1を配置するというふうに示されております。しかしながら、本国会におきまして、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案が、今、審議されておきまして、児童心理司の配置基準につきましては、法定化をされる見込みでございます。これ、ただ施行された場合、2022年4月1日という予定とお聞きしております。

続きまして、スーパーバイザーですけれども、参酌基準におきまして、児童福祉法の施行令におきましては、児童福祉司5人に対して1人ということで、スーパーバイザーを配置することがございます。本市の場合ですけれども、7名配置が必要なんですけれども、現在のところ8名配置しておきまして、この基準を1名上回る体制を満たしております。今後とも、配置基準を満たしていくように努めてまいるところでございます。

それから、医師及び保健師ですけれども、こちらも児童相談所の運営方針におきまして、医師または保健師を1名以上配置することになっているんですけれども、堺市におきましては、嘱託医が6名、保健師につきましては1名を、現に配置しておきまして、この基準を満たしております。ただ、保健師の役割は非常に重要でして、虐待事案等の発生を、初期の説明と調査ですとか、処遇の決定ですとか、その後のケースワーク活動、いずれにおきましても、医療の専門職として、医療機関や保健センターとのやりとりの場面等々で、非常に重要な役割を果たしております。特に乳幼児の虐待事例の重傷事例、頭部骨折ですとかやけど等々が発生した場合には、この保健師の専門的な知識というのは非常に重要となっております。増加する乳幼児

の虐待事例や重傷事例への対応のためにも、保健師の業務というのはいもう増加の一途を、今、たどっているとことなので、大変負担が大きくなっている状況でございます。

続きまして、弁護士の先生方ですけれども、こちらも児童虐待の相談対応件数の増加が続く中で、また法的に複雑難しい対応を要するケースも増加している中で、児童の安全と健やかな成長を確保するために、児童相談所に弁護士を配置することとされております。弁護士の具体的な業務といたしましては、保護者の意に反する児童養護施設への入所措置や、親権の喪失、または親権の停止等々の審判申立ての手續ですとか、行政訴訟、法的知識を前提とした当該措置等に反対している保護者への説得を行うなど、法的知識を要する業務を行うとされております。これは児童相談所の運営指針の中に書かれている文言でございますが、今後ますます弁護士の先生の専門的知識や経験を要する事案は増加するものと考えておきまして、本市におきましては、今年度、7名の弁護士を配置しております。そのうち4名の先生方が非常勤、3名の先生方が登録制となっております。

そして、具体的な業務といたしましては、月に3回程度、原則、各お2人ずつペアになっていただきまして、所内の援助方針会議に定期的に参加していただきまして、具体的なケースの処遇の見解や方針に関するリーガルチェックですとか、法的な理由的助言を頂戴をいたしております。また、このほかにも虐待援助チームを編成いたしまして、上限30名なんですけれども、この中に弁護士の先生や鑑定医の方々にチームの中に入れていただきまして、必要に応じて弁護士の先生に依頼をしている体制をとっております。児童福祉法に理解のある弁護士の先生方を配置することは、正直非常になかなか難しいですけれども、今後とも現状を維持できる体制を整えていきたいと考えております。

続きまして、専門性の強化でございますが、人材育成等の研修体制なんですけれども、こちらは児童福祉等スーパーバイザーの研修受講が義務化されまして、任用前研修、任用後研修、それからスーパーバイザー研修につきましては、委託事業所のほうに、事業者に対して、私ども、委託料を払いまして参加させていただく中で強化を図っております。それからスキルアップ研修といたしましては、さまざまなテーマ別の専門研修や面接トレーニング研修等を、庁内職員や外部講師をお招きしながら実施し出しております。今年度ですけれども、大体40回ほど研修を、月3回から4回近く研修をさせていただいております。

それから関係機関との連携強化ですけれども、児童相談所と市町村の役割分担を明確化、これは、今までの説明の中でも何度も出てきているところでございますが、区役所の子育て支援

課、特に家庭児童相談室等々、そちらの方々との、ケースワーカーとの連携強化を強く、今、強化を図っているところでございますし、つきましては要保護児童対策地域協議会との連携、こちらには家庭児童相談室も、私ども、子ども相談所もメンバーとして入っておりますので、見守り支援、それから重篤化した場合には、すぐに児童相談所としても速やかな対応ができるように連携の強化を図っているところでございます。

それから警察との連携強化でございますが、これは、平成29年2月に協定書を既に結んでおりまして、その中で重傷事案や、繰り返される虐待事象などにつきましては、警察との情報提供をしながら、その後の対応に当たっているところでございます。

それからその他の体制の強化でございますが、虐待対策課の機能分化によります係体制の強化、これは平成31年度、今、平成30年度は2係体制でやっておりますけれども、これを3係体制にしまして、機能を強化する運びでございます。

それから里親養育支援強化に向けた体制強化でございますが、これも4人体制、平成29年度は3人体制だったんですけど、平成30年度は4人体制で強化、1名増員で強化をして取り組みを図っているところでございます。地道な努力によります成果ですけれども、委託ですね、里親委託率も、若干ずつではございますが、毎年伸ばさせていただいている状況と考えております。

それから市町村への相談支援体制の強化、これ、また繰り返しになりますが、家庭児童相談室を含めた区役所等々の連携とか、それからまた、保健福祉総合センターですね。保健所等々との連携も含めてです。

○伊藤座長 ありがとうございます。済みません、時間の関係で巻きになってしまって申しわけないです。それでは、ただいまの説明につきまして、委員の先生方からご質問、ご意見等、ご発言をよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

○中村委員 では私から。まず、人員を拡充していくということはもちろん大事なんですけど、これ、もう私が言うまでもないんですけど、その人たちがどういう仕事をしてくれるかということは、その後の研修とか経験を積んでいくとか、周囲のフォローとかいうのにもかかっているんで、まずはふやせばいいというものじゃないということ。

あとは弁護士配置もそうでして、よく重篤な事件が起こるたびに、弁護士に相談したのかみtainなことが言われるんですけども、私が、いつも見て思うに、弁護士は道具にしかすぎないと。児童相談所のほうで、しっかりこういう見方で法的対応をしたいんだということがあっ

て、そこで、じゃ、こういう方法がとれるよというのが弁護士であって、弁護士が回答を持っているわけではないんですね。なので、弁護士を置いておけば、何か気づかなかった問題点に気づくことができ対応できたみたいなことがあるわけではないので、やはり、まずは児童相談所の職員が力量をつけると。弁護士を、しっかりと道具として使えるようになるということが大事だとは思っています。

なので、これは私からのお願いなんですけど、私、堺の弁護士がどういうふうに機能しているかとか全くわからないですけども、ただ、ちゃんと、弁護士が頑張ってくれてありがたいみたいなことだけではなくて、ちゃんと仕事ができるか、やっているかということも厳しく見ていただいて、そこでやっぱり、もう少しこういうふうにしてほしいなとかいうようなことがあるんだったら、どんどん話し合っていっていいと思います。

それはドクターもそうでしてね。専門職の声というのはとても強いので、なのでなかなか、ちょっと違うなとなったときに、違うなと思いつつ、それが言い出せないこともあるかもしれませんが、そこはやはり児童相談所としてしっかりした考えを持って、ちょっと見立てが違うときなんかは、ちゃんとやりとりができるようにしてほしいなと思うんです。

なので、そういう意味でも、児童相談所自体の力量というのが上がっていかないと、弁護士配置も医師との協力といったことも、要保護児童対策地域協議会とか市町村との連携といったところも図れていかないとと思うので、そこは思っておるところです。

あと、これはここで言うべきかというところもあるんですけど、警察との連携のところ、私が弁護士というところがあって、警察に対する物の見方というのに、若干バイアスがかかっている可能性もあるんですけども、ただ、当然その虐待事案などで捜査機関と連携しなければならないことがあるのは、私も重々よくわかっているんですけども、他方、警察が介入して逮捕して、場合によっては実名報道がされといったことになると、子どもを帰せそうだなと思っても、地域にもいられない、場合によっては親御さんが職を失っちゃっているということがあって、より困難な状況に追い込まれることもままある話なので、最終捜査機関が動き出したときに、福祉機関のほうでとめることはできないというのは私もよくわかっているんですけども、ただ、この事案をどうしていくのか、連携強化とは書いてるんですけども、そこは児童相談所としては、やっぱりこういう方針でこのケースをやっていきたいんだということがあったら、しっかりとやりとりできるようにしていただきたいなとは思っています。

○事務局　ありがとうございます。まず、人材育成の件でございますが、中村委員のおっし

やるとおり、私どもも、それは実感しております、当然、人をふやせばそれでことが解決するとは考えておりません。当然、役に立つというか、機能できる職員をふやす必要があるかと思っておりますので、その研修体制はきちりやっついていかないといけないというふうに考えています。ゆえにSVを、スーパーバイザーを育てる必要があると思っております。やっぱりSVというのは、児童福祉司の身近な相談者であり、指導者であり、さまざまなプライベートなことも含めて、心が折れそうになったときに、励ましも、厳しい意見も言えるような、そういう人材でないといけないと思っておりますので、スーパーバイザーの育成と、数をふやすというふうには、すごく我々、力を入れているところでございます。

それから、弁護士の先生方の取り扱いといいますか、機能なんですけれども、これも重々認識しております、現在も弁護士の、来ていただいている説明の先生方に、司法関与に関する講義と演習というテーマで、講義形式の研修も1コマ持っていていただいております。

それから、今よく言われております、司法面接ですね。この辺のところも、助言やアドバイスも頂戴をしながら、力量を高めるような努力もさせてもらっております。

それから最後に、警察との連携でございますが、これも私ども、ものすごく危惧してまして、先生がおっしゃっていただいたように、重傷事案であれば、何でもかんでも速やかにということではなく、やっぱり言うタイミングと、それから我々、相談機関としての行政機能でございます。警察さんは、一方やはり検挙することが目的になっておりますので、お互いの立場をしっかりと認識した上で連携強化を図っていかないと、私どもの情報が全て検挙のための情報になるということでは、後々、ケースワーク、親との対応、子どもの処遇、さまざまな点で、もう支障がつきまるとってまいります。その辺のところは警察にも、情報提供をさせていただくときに、私どもの立場や考え方、これを丁寧に説明させていただいて、いい形で連携がとれるように、もちろん重症、重篤な事案につきましては、親御さんの検挙をもってでも強く臨まないといけない場合も多々ございますので、その辺のところは役割分担をしっかりと決めて、情報の共有もして、連携の強化も図っていくというふうに考えているわけでございます。

○伊藤座長　ありがとうございます。最後の警察との連携のところなんですけれども、やっぱり子ども相談所と警察との連携は、国も言っています、大事になると思うんですけど、やっぱり市民への見え方、市民からの見え方として、やっぱりその児童相談所と警察が物すごく緊密に連携をとってるとかいうふうに見えると、やはりその見張られてるじゃないですけど、おっしゃるとおり、ソーシャルワークがやりにくくなる、信頼関係をベースにした援助関係とい

うのができにくくなるというリスクもありつつ、でも本当に、子どもの命にかかわるような緊急対応が必要な場合には、そういった迅速な対応も必要になるというところで、どう見られるかというところをちょっと意識しながら、警察との関係性とか連携というのは、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

ほか、委員の皆様、よろしいでしょうか。

○福田委員 多分、まだこれから検討する、たたきで上がってきたのかなという、項目だけ見ると、なかなかコメントしにくいという、具体的に、どう増員が図られていくのか、そこにどう研修をしていくのかみたいなことは、今後明らかになってくると、また内容について検討していくことが可能になっていくのかなというふうに思っています。

あわせて、多分この児童相談所の作業効率をどう上げていくのかなみたいなのところも含めて検討していただいたほうが、人をふやしていただくだけでは、もうきりが無い部分もあるかなという気がして、どこかで検討していただければなというふうに思います。以上です。

○伊藤座長 ご意見ということで。

○福田委員 はい。

○伊藤座長 ありがとうございます。

○門屋委員 例えば、不適切な養育をしたくないけどしてしまう、親も追い込まれてるという状況の中で、やっぱり家庭はそこにあるので、地域の中に家庭があるので、児童相談所のいろんな職種の方を強化していくということもあれなんですけど、そこで住んでいってる、その地域の中のネットワークにもうちょっと働きかけたいって、そこを強化してあげるのが一番住みやすいんじゃないのかなと。いいことはみんなにお伝えできても、悪いことというのは、やっぱり内々にどうしても閉じ込めてしまっ、開いたほうが助けてあげられたり、困ってるんだなというところの信号を周りの人が受けてくれたりできるんですけど、なかなか自分から発信することができなくなっているというときに、そこを代弁してあげるとするか、地域の誰、どこかにつなげてあげるとか、それを、不適切な養育をしてしまう親だけに発信をなささいというのでなくて、そこをこううまくつなげてあげられるようなことができると、地域の中でも、少し手を上げて、そこは私が担いましょうみたいなのところが出てくるといいのかなと思いました。意見です。

○伊藤座長 ありがとうございます。ずっと、前半から話し合われてきた、堺市全体としての子ども家庭支援体制の中で、子ども相談所が担っている虐待ハイリスク群と、そうではない

健全域と言われるところとかでも連携ですよね。先ほど児童家庭支援センターの独自性とか役割の明確化ということも論点になりましたけど、そこを踏まえての他機関との連携とか情報共有みたいところを、少し明確に、今後していけたらいいのではないかなというふうに思います。ありがとうございます。

あと、先ほど中村委員のほうから、人材育成のことにも触れられていましたが、人をふやせばいいということではなく、中身の問題なんですけど、先ほど事務局からの説明の中で、国が義務づけた、任用前、任用後研修も含めて、スキルアップ研修等も、これまでどおりというか、これまで以上に強化していくということだったんですけれども、研修だけでもやっぱり人材育成って難しく、その中でOJTであったりとか、新人、新規採用した人たちを、それぞれ、相談所という職場でどうステップアップさせていくのかとか、あと公務員なので、どうしても異動は避けられないわけなんですけど、その異動の、計画的な異動というか、キャリアアップとか、それぞれの配属される職場で、さっき機能の効率化みたいなこともおっしゃられていましたけれども、きちんとそれまでのキャリアを生かせるような異動のあり方ですとか、もちろん本人の希望を聞きながらにはなろうかと思いますが、行政の特性を生かした人材育成のあり方について、もう少し具体的に、また考えていただけたらと思います。

きょうはすごく限られた時間の中で、本当はもっと言葉を尽くして説明したい部分もご用意いただいた部分もすごくあろうかと思うんですが、済みませんが、司会の不手際で短い時間での検討になってしまったことをお詫びします。申しわけありませんでした。

よろしいでしょうか。

済みません、予定していた時間を大幅に、30分ほどオーバーしましたが、何とか無事に、全て用意された案件について、検討することができました。その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の案件、全て終了いたしましたので、懇話会の進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 伊藤座長、ありがとうございました。事務局のほうで、ちょっと時間配分を見誤りまして、進行のほうにご負担をおかけしまして申しわけございませんでした。

委員の皆様におかれましても、本日もご意見が、貴重なご意見を頂戴いたしましてありがとうございました。あと、いろいろと宿題のほうも頂戴しておりますので、次回以降の懇話会で、一定お示しできたらなと考えております。

あと、最後に、次回、第3回の日程になります。事前に5月ということで日程調整させていただいておまして、まだ全ての委員さんからの回答を得た状態ではないんですが、今のところ、5月21日火曜日午前という形で考えておりますので、大丈夫ですか。

○伊藤座長　大丈夫です。

○事務局　一旦、5月21日の午前で仮押さえさせていただけたらなと思っております。日程が確定し次第、時間と場所等も含めまして、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、本日の資料のほうですが、お持ち帰りいただいて結構な形になっております。当然、次回のまた懇話会におきましては、今回の資料もあわせてピンク色のホルダーにつづって用意させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて、本日の懇話会を終了させていただきたいと思っております。長時間にわたり、ありがとうございました。

以　上